

平成29年

# 双葉町議会会議録

第3回定例会

9月7日開会～9月14日閉会

双葉町議会

## 平成29年第3回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

### 第 1 日 (9月7日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため議場に出席した者の職氏名	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
行政報告	5
議案第48号から議案第65号までの一括上程	8
議案第48号から議案第65号までの提案理由の説明	8
議案第66号の上程、説明	12
監査報告	13
散 会	14

### 第 2 日 (9月8日)

議事日程	15
出席議員	16
欠席議員	16
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	16
職務のため議場に出席した者の職氏名	16
開 議	17
議事日程の報告	17

一般質問 .....	1 7
羽山君子君 .....	1 7
菅野博紀君 .....	2 5
石田翼君 .....	3 7
尾形彰宏君 .....	3 9
高萩文孝君 .....	4 4
散会 .....	5 0

第 7 日 (9月13日)

議事日程 .....	5 1
出席議員 .....	5 2
欠席議員 .....	5 2
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 .....	5 2
職務のため議場に参加した者の職氏名 .....	5 2
開議 .....	5 3
議事日程の報告 .....	5 3
議案第48号の質疑、討論、採決 .....	5 3
議案第49号の質疑、討論、採決 .....	5 3
議案第50号の質疑、討論、採決 .....	5 4
議案第51号の質疑、討論、採決 .....	5 4
議案第52号の質疑、討論、採決 .....	5 5
議案第53号の質疑、討論、採決 .....	5 6
議案第54号の質疑、討論、採決 .....	5 6
議案第55号の質疑、討論、採決 .....	6 2
議案第56号の質疑、討論、採決 .....	6 3
議案第57号の質疑、討論、採決 .....	6 4
議案第58号の質疑、討論、採決 .....	6 5
散会 .....	6 6

第 8 日 (9月14日)

議事日程 .....	6 7
出席議員 .....	6 8
欠席議員 .....	6 8

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 .....	68
職務のため議場に出席した者の職氏名 .....	68
開 議 .....	69
議事日程の報告 .....	69
議案第59号の質疑、討論、採決 .....	69
議案第60号の質疑、討論、採決 .....	73
議案第61号の質疑、討論、採決 .....	75
議案第62号の質疑、討論、採決 .....	75
議案第63号の質疑、討論、採決 .....	77
議案第64号の質疑、討論、採決 .....	77
議案第65号の質疑、討論、採決 .....	79
議案第66号の質疑、討論、採決 .....	80
議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	81
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	82
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	83
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 .....	85
議員派遣の件 .....	85
閉 会 .....	85

29 双葉町告示第9号

平成29年第3回双葉町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成29年8月18日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 平成29年9月7日（木）  
午前11時

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 尾形彰宏君  
3番 羽山君子君  
5番 菅野博紀君  
7番 岩本久人君

2番 石田翼君  
4番 高萩文孝君  
6番 清川泰弘君  
8番 佐々木清一君

○不応招議員（なし）

9 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

## 平成29年第3回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

平成29年9月7日（木曜日）午前11時開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告  
双葉地方広域市町村圏組合議会報告  
双葉地方水道企業団議会報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第48号 双葉町情報公開条例の一部改正について
- 日程第6 議案第49号 双葉町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第7 議案第50号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第51号 双葉町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第52号 双葉地方広域市町村圏組合規約の一部変更について
- 日程第10 議案第53号 双葉町特別功労表彰の同意を求めることについて
- 日程第11 議案第54号 平成29年度双葉町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第55号 平成29年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第56号 平成29年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第57号 平成29年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第58号 平成29年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第59号 平成28年度双葉町一般会計決算の認定について
- 日程第17 議案第60号 平成28年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第18 議案第61号 平成28年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第19 議案第62号 平成28年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第20 議案第63号 平成28年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算の認定について
- 日程第21 議案第64号 平成28年度双葉町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第22 議案第65号 平成28年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第23 議案第66号 双葉町教育委員会委員の任命について

散 会



○出席議員（8名）

1番	尾形彰宏君	2番	石田翼君
3番	羽山君子君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	金田勇君
教育長	館下明夫君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長	板倉幸美君
総務課長	舶来丈夫君
復興推進課長	平岩邦弘君
戸籍税務課長	山本一弥君
産業課長兼 農業委員兼 農事局長兼 コミュニティ センター所長	志賀睦君
建設課長	猪狩浩君
住民生活課長	松本信英君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	橋本仁君
生活支援課長	志賀公夫君
会計管理者	井戸川陽一君
教育総務課長	高橋秀行君
代表監査委員	石川雄彦君

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山下正夫
書記	高橋春枝

---

◎開会の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第3回双葉町議会定例会を開会します。

（午前11時00分）

---

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、4番、高萩文孝君、5番、菅野博紀君を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（佐々木清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、8月30日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から9月14日までの8日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から14日までの8日間に決定しました。

---

◎諸般の報告

○議長（佐々木清一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告、双葉地方水道企業団議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告にかえさせていただきます。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎行政報告

○議長（佐々木清一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。平成29年第3回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

6月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

帰還困難区域内の復興再生に向けた新たな取り組みとなる双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画については、県を初めとする関係機関からの同意を得られ、8月21日、復興庁へ認定申請を行いました。計画の概要については、8月2日の議会全員協議会でご説明いたしましたが、JR双葉駅を中心とする約555ヘクタールのエリアを特定復興再生拠点区域に設定し、計画認定からの約5年間で除染などの帰還環境整備を国、県とも連携しながら集中的に行ってまいります。

6月17日、常磐自動車道4車線化及び双葉町、大熊町に建設される追加インターチェンジの着工式典がいわき市好間工業団地で盛大に挙行されました。双葉町に建設される追加インターチェンジは平成31年度末に完成の見込みであり、復興加速化に大きく寄与するものと期待しております。

6月17、18日の両日、いわき市と郡山市で双葉町の復興シンボル軸に位置づけられております県道井手長塚線と町道久保前中浜線ほか2路線の都市計画道路に関する説明会を福島県と合同で開催いたしました。説明会には関係者58人が参加し、町の復興計画、シンボル軸の事業計画と都市計画、今後の予定について説明をいたしました。なお、復興シンボル軸につきましては、7月25日開催の復興整備協議会で協議され、7月28日に双葉都市計画道路に決定されました。

7月9日、浪江町、広野町を会場に、平成29年度双葉郡スポーツ交流大会が開催されました。双葉町からは野球、バレーボール、剣道競技に出場し、バレーボールは優勝、剣道は個人戦で準優勝、野球は第3位という見事な成績をおさめました。選手の皆さんの元気いっぱいのプレーに大変勇気づけられたところであります。

7月11、12日の両日、平成30年度予算の概算要求に向けた国への要望活動を行いました。特に、被害実態に即した賠償の実施と町民の生活支援、避難者に対する高速道路の無料措置の延長、医療費一部負担金等の減免の継続と町内除染の早期かつ計画的な実施など、町の復興再生に向けた重点課題について関係省庁へ強く要望いたしました。

7月16、17日には、栃木県那須町におきまして、将来の双葉町を担う小中高校生の再会の機会と、児童生徒同士の間でのつながりと心の交流、きずなの維持発展のため、「集まれ！ ふたばっ子2017」を開催いたしました。全国各地から多数の小中高校生と保護者の皆さんが参加され、体験活動やオリエンテーリング、花火鑑賞を行い、また双葉町相馬流山踊り保存会による「相馬流山踊り」が披露されるなど、参加された皆さんは楽しい交流の時間を過ごされておりました。

7月29日から31日にかけて、国指定重要無形民俗文化財「相馬野馬追」が南相馬市で盛大に開催さ

れました。今年は、原発事故から初めて小高神社からの宵乗り行列が行われました。本町騎馬会からも6騎の騎馬武者が標葉郷から出陣し、五郷の騎馬武者とともに雲雀ヶ原祭場に向けて進軍し、甲冑競馬、神旗争奪戦などに参加、無事に凱旋いたしました。

8月4日から8月11日まで、双葉町中学生海外派遣事業を実施いたしました。双葉中学校から7名、そのほか避難先の中学校から5名、計12名の中学生が現地の学校での交流やホームステイなどを通してニュージーランドの自然や文化に触れ、さまざまな経験を積んで見聞を広めてまいりました。

8月6日、第70回福島県総合体育大会県民スポーツ相双地域大会が新地町で開催されました。双葉町からは9人制バレーボールと壮年ソフトボールに出場し、9人制バレーボールは優勝、壮年ソフトボールはブロック第3位という見事な成績をおさめられました。

仮設住宅、借上げ住宅の状況ですが、7月31日に会津若松市城前の第二中学校西の仮設住宅5戸を閉鎖しました。8月31日現在で双葉町が管理する仮設住宅は県内に6カ所、642戸があり、入居状況は155戸、230人となっております。また、県内の借上げ住宅は351戸、578人の入居となっております。仮設住宅、借上げ住宅の供与期間については、1年間延長となり、平成31年3月末までとなりました。

福島県における復興公営住宅の整備状況についてですが、いわき市勿来酒井団地の8月末現在における工事進捗率は、基盤整備工事が95%、集合住宅建設工事が52%となっており、引き続き団地内道路の整備と集合住宅の建築工事が行われております。

中野地区復興産業拠点整備に係る進捗状況については、今年3月23日の都市計画決定後、地権者の方々に用地のご協力をお願いし、多くの地権者の方々からご理解をいただくとともに、町として事業の詳細を詰め、去る7月21日、福島県からも事業認可を取得したところです。今後は事業の着実な推進を図るため、独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）との協力協定書に基づき、設計・施工一括発注を行い、今年度における工事着手、平成30年度における一部供用開始に向け整備を進めるとともに、町内事業者の事業再開に向けた立地支援と企業誘致にも取り組んでまいります。

復興まちづくり計画（第二次）に記載された施策を具現化させるための取り組みとして、9月5日、双葉町復興町民委員会を開催いたしました。本年度の委員会は、昨年度策定した双葉町復興まちづくり計画（第二次）に係る実施計画の進捗状況について委員の皆さんからご意見をいただき、施策のさらなる具現化を進め、年度末に予定している実施計画の改定に反映させていく考えであります。また、庁内の検討組織である復興まちづくり計画推進会議幹事会のワーキンググループについては、これまで産業交流センターのあり方、駅西地区復興拠点構想など5つのテーマについて検討を重ね、中間的な整理を行いましたが、さらに引き続き議論を深め、あわせてこれらを実施計画等に反映させていく考えであります。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。条例の一部改正が4件、規約の一部変更が1件、特別功労表彰の同意が1件、平成29年度補正予算（案）が5件、平成28年度決算の認定が7件、委員の任命が1件、合わせて19件となりますので、慎重なるご審議をいただき、議決賜

りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木清一君） これで行政報告を終わります。

---

◎議案第48号から議案第65号までの一括上程

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第48号から日程第22、議案第65号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号から議案第65号までを一括上程いたします。

---

◎議案第48号から議案第65号までの提案理由の説明

○議長（佐々木清一君） 議案第48号から議案第65号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第48号 双葉町情報公開条例の一部改正についてであります。これは行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴い、改正後の同法の内容と整合するよう関係条文の整備を行う必要があるため改正するものです。

議案第49号 双葉町個人情報保護条例の一部改正についてであります。行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、改正後の同法の内容と整合するよう関係条文の整備を行う必要があるため改正するものです。

議案第50号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、職員の育児休業の再取得が可能な特別の事情等の規定を追加するため改正するものです。

議案第51号 双葉町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例の一部改正についてであります。規定内の引用法律名及び適用条項が改正されたことから、関係条文の整備をするため改正するものです。

議案第52号 双葉地方広域市町村圏組合同規約の一部変更についてであります。これは地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための法律の整備に伴い、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されたことから、双葉地方広域市町村圏組合の共同処理する事務を変更するものです。

議案第53号 双葉町特別功労表彰の同意を求めることについてであります。双葉町表彰条例第3条第1項第6号の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。渡部一美氏は、双葉町統計調査員として、昭和40年10月から長年にわたり国勢調査員として、また農林業センサスなど統計調査員

として尽力されました。平成18年には国勢調査功労者として総務大臣表彰を、平成22年には農林業センサス功労者として農林水産大臣表彰を、さらに平成28年秋の叙勲で国勢調査功労者として瑞宝単光章を受章されております。

議案第54号 平成29年度双葉町一般会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ10億517万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は228億2,530万円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。地方交付税は、震災復興特別交付税分として1億3,342万8,000円を追加いたしました。国庫支出金は、福島再生加速化交付金など3億4,213万7,000円を追加いたしました。繰入金は、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金繰入金など830万3,000円を追加いたしました。繰越金は、前年度繰越金として4億8,506万3,000円を追加いたしました。諸収入は、原子力損害賠償金3,207万9,000円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。総務費は、町内復興拠点の整備に向けて、産業交流センターや双葉駅西地区住宅団地、双葉駅自由通路等整備に係る経費など3億6,517万9,000円を追加いたしました。民生費は、勿来酒井高齢者サポート施設に要する備品購入費など4,735万8,000円を追加いたしました。消防費は、双葉地方広域市町村圏組合への消防庁舎建設に係る負担金など5,739万7,000円を追加いたしました。災害復旧費は、町道の災害復旧測量設計委託料など1,005万2,000円を追加いたしました。諸支出金は、財政調整基金や福島再生加速化交付金基金などへの積立金として4億5,947万1,000円を追加いたしました。また、双葉駅自由通路等整備事業（基本設計・実施設計）について債務負担行為を設定いたしました。

議案第55号 平成29年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ7,868万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は16億5,702万3,000円となります。

歳入の主なものは、国庫支出金が国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金など908万円の追加、一般会計からの繰入金600万円の減額、繰越金が7,520万5,000円の追加となりました。

歳出の主なものは、保険給付費が一般被保険者高額療養費など280万円の追加、基金積立金が5,500万円の追加、諸支出金が退職医療交付金返還金など1,535万2,000円の追加となりました。

議案第56号 平成29年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ38万円を追加し、歳入歳出予算の総額は2億6,149万5,000円となります。

歳入は、一般会計からの繰入金4万3,000円の減額、繰越金が42万3,000円の追加となりました。

歳出は、公共下水道事業費が人件費など38万円の追加となりました。

議案第57号 平成29年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ1億861万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は11億4,894万9,000円となります。

歳入の主なものは、支払基金交付金298万1,000円、県支出金455万3,000円、繰入金332万3,000円、繰越金9,770万9,000円をそれぞれ追加いたしました。

歳出の主なものは、総務費が介護認定審査会運営費負担金など322万3,000円の追加、基金積立金が

7,004万6,000円の追加、諸支出金が国庫負担金過年度分返還金など2,173万円の追加となりました。

議案第58号 平成29年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ3,580万8,000円を減額し、歳入歳出予算総額は3,547万8,000円となります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料が保険料の減免により4,403万3,000円の減額、繰入金が16万6,000円の減額、繰越金が839万6,000円の追加となりました。

歳出の主なものは、保険料の減免に伴い後期高齢者医療広域連合納付金が4,403万4,000円の減額、諸支出金は一般会計繰出金839万7,000円の追加となりました。

議案第59号 平成28年度双葉町一般会計決算の認定についてであります。平成28年度双葉町一般会計決算額は、歳入総額108億6,890万8,000円、歳出総額102億4,057万4,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は6億2,833万4,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源4,327万1,000円を差し引いた実質収支は5億8,506万3,000円となりました。前年度と比較し、歳入が26億1,453万1,000円の増、歳出が24億8,357万2,000円の増となりました。

歳入の決算概要について申し上げます。

町税は10億4,461万8,000円で、法人税等の減により、前年度から3,941万2,000円の減となりました。

地方交付税は16億118万1,000円で、震災復興特別交付税等の増により、前年度から1億3,585万7,000円の増となりました。

国庫支出金は10億9,943万7,000円で、福島再生加速化交付金等の増により、前年度から2億9,134万3,000円の増となりました。

県支出金は31億7,636万7,000円で、常磐自動車道追加インターチェンジ整備交付金等の増により、前年度から1億8,642万6,000円の増となりました。

繰入金は31億7,335万7,000円で、特定原子力施設地域振興事業公共用施設事業運営基金や中間貯蔵施設立地町地域振興交付金基金などの基金から繰り入れを行い、各種事務事業の財源として充当いたしました。

次に、歳出の決算概要について性質別に申し上げます。

人件費は8億1,757万7,000円で、前年度から2,210万2,000円の増、扶助費は3億7,453万7,000円で、前年度から3,066万4,000円の増、公債費は2億3,136万1,000円で、前年度から81万4,000円の減となりました。

普通建設事業費は4億867万8,000円で、中野地区復興産業拠点整備事業費や常磐自動車道追加インターチェンジ整備事業費等の増により、前年度から3億5,204万円の増となりました。

災害復旧事業費は2億2,213万4,000円で、コミュニティーセンター機能回復事業等の増により、前年度から6,428万7,000円の増となりました。

物件費は15億8,359万4,000円で、アーカイブ事業や復興まちづくり計画（第二次）策定事業等の増により、昨年度から3億5,483万4,000円の増となりました。

補助費等は24億1,617万5,000円で、中間貯蔵施設に関する地権者支援事業給付金等の増により、前年度から18億9,647万8,000円の増となりました。

繰出金は5億4,962万7,000円で、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計などへ繰り出したしました。

積立金は36億1,669万円で、後年度事業の財源として、東日本大震災復興基金などの基金へ積み立てを行いました。

議案第60号 平成28年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。平成28年度双葉町国民健康保険特別会計決算額は、歳入総額16億4,891万4,000円、歳出総額15億7,370万7,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及び実質収支は7,520万7,000円となりました。

歳入は、国庫支出金が8億2,090万6,000円で歳入総額の49.8%を占めており、次いで共同事業交付金3億6,084万5,000円、前期高齢者交付金1億8,126万8,000円の順となっております。また、保険基盤安定繰入金など一般会計からの繰入金は9,738万7,000円で、前年度と比較すると1,054万9,000円の増となりました。

歳出は、保険給付費が9億4,460万4,000円で歳出総額の60.0%を占めており、次いで共同事業拠出金3億1,765万1,000円、後期高齢者支援金等1億3,886万4,000円の順となっております。保健給付費を前年度と比較すると5,188万2,000円の減となっており、被保険者1人当たりの保険給付費の支出額は39万5,894円で、前年度と比較して1万2,335円の減となっております。

議案第61号 平成28年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定についてであります。平成28年度双葉町公有林整備事業特別会計決算額は歳入歳出総額ともに493万8,000円となりました。

歳入は、全て一般会計からの繰入金となっております。

歳出は、森林国営保険料69万9,000円、公有林整備事業費元利償還金423万9,000円となっております。

議案第62号 平成28年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定についてであります。平成28年度双葉町公共下水道事業特別会計決算額は、歳入総額2億7,833万6,000円、歳出総額2億7,575万3,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は258万3,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源206万円を差し引いた実質収支は52万3,000円となりました。

歳入は、一般会計からの繰入金が2億713万7,000円、諸収入が原子力損害賠償金などの収入により5,249万6,000円となっております。

歳出は、公共下水道事業費が1,131万3,000円、公債費が下水道事業債元利償還金2億6,444万円となっております。

議案第63号 平成28年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算の認定についてであります。平成28年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算額は、歳入総額216万5,000円、歳出総額203万3,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及び実質収支は13万2,000円となりました。



歳入は、土地使用料203万3,000円、繰越金13万2,000円となっております。

歳出は、全額一般会計への繰出金となっております。

議案第64号 平成28年度双葉町介護保険特別会計決算の認定についてであります。平成28年度双葉町介護保険特別会計決算額は、歳入総額11億2,922万4,000円、歳出総額10億3,141万4,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及び実質収支は9,781万円となりました。

歳入は、災害臨時特例補助金など国庫支出金4億8,508万2,000円、社会保険診療報酬支払基金からの支払基金交付金2億5,793万2,000円、県支出金1億1,996万6,000円、一般会計からの繰入金1億4,373万1,000円となっております。

歳出は、保険給付費が8億5,270万円で、前年度から2,452万5,000円の増となっており、歳出全体の82.7%を占めております。地域支援事業費が822万2,000円、基金積立金が8,000万円、国等への償還金など諸支出金が5,739万2,000円となっております。

議案第65号 平成28年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてであります。平成28年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算額は、歳入総額4,331万8,000円、歳出総額3,492万円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及び実質収支は839万8,000円となりました。

歳入は、後期高齢者医療保険基盤安定繰入金など一般会計からの繰入金2,624万6,000円で、歳入総額の60.6%を占めております。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金が1,982万6,000円で、歳出総額の56.8%を占めております。また、総務費が381万1,000円、保健事業費が212万3,000円、諸支出金が916万円となっております。

以上、提案いたしました議案についてご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

---

◎議案第66号の上程、説明

○議長（佐々木清一君） 日程第23、議案第66号 双葉町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、岩本久人君の退場を求めます。

暫時休議します。

休憩 午前11時33分

---

再開 午前11時34分

○議長（佐々木清一君） 再開します。

提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第66号 双葉町教育委員会委員の任命についてであります。山本眞理子委員が9月30日をもちまして任期が満了となります。山本委員は、教育委員として1期4年間務められ、双葉町教育行政の進展に大きく寄与されました。改選期に当たり、山本眞理子氏の再任をお願いするものです。

山本眞理子氏は、教育並びに文化、スポーツ等にも識見を持ち、適任者であると考えますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、教育委員として任命するため議会の同意を求めます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

暫時休議します。

休憩 午前11時35分

---

再開 午前11時35分

○議長（佐々木清一君） 再開します。

---

#### ◎監査報告

○議長（佐々木清一君） ここで監査委員の報告を求めますが、事前に審査意見書を配付しておりますので、重点的な報告にとどめたいとの申し出がありました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

監査委員、石川雄彦君。

（監査委員 石川雄彦君登壇）

○監査委員（石川雄彦君） おはようございます。監査委員の石川です。総合審査意見での重点的な部分について述べさせていただきます。

まず、財務健全化指数のうち、実質公債費比率は3カ年平均で9.8%、前年度より2.8ポイント改善され、早期健全化基準の25%を大幅に下回っている現状にあります。

また、基金については、今後とも適切かつ効率的な運用に努めていただきたいと思います。

それと、町税の未納について書きましたが、個人・法人町民税及び軽自動車税の未納が見受けられます。公平負担の原則のもと、徴収率の向上に努めていただきたいと思います。また、法的手段も視野に入れることも検討してはと思います。

平成29年度も復興関連の予算が多く計上されております。依存財源でありますので、経費削減並びに適正な予算執行と運営に取り組んでいただくことをお願いをいたしまして、監査意見といたします。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 監査委員の報告を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時38分)

9 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

# 平成29年第3回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

平成29年9月8日（金曜日）午前9時開議

開 議

日程第1 一般質問

3番 羽 山 君 子 君

5番 菅 野 博 紀 君

2番 石 田 翼 君

1番 尾 形 彰 宏 君

4番 高 萩 文 孝 君

散 会

○出席議員（8名）

1番	尾形彰宏君	2番	石田翼君
3番	羽山君子君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	金田勇君
教育長	館下明夫君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長	板倉幸美君
総務課長	舶来丈夫君
復興推進課長	平岩邦弘君
戸籍税務課長	山本一弥君
産業課長兼 農業委員兼 農事局長兼 コミュニティ センター所長	志賀睦君
建設課長	猪狩浩君
住民生活課長	松本信英君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	橋本仁君
生活支援課長	志賀公夫君
会計管理者	井戸川陽一君
教育総務課長	高橋秀行君
代表監査委員	石川雄彦君

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

書記 高橋春枝

---

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

◎一般質問

○議長（佐々木清一君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号3番、羽山君子の一般質問を許可いたします。

3番、羽山君子君。

（3番 羽山君子君登壇）

○3番（羽山君子君） おはようございます。議席番号3番、通告番号1番、ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

1、特定復興再生拠点区域復興再生計画について。国に申請された特定復興再生拠点区域復興再生計画の総事業費は幾らか。また、計画の中で住民の帰還者数及び帰還率をどのくらいに見込んでいるのかお尋ねいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。3番、羽山君子議員の質問にお答えいたします。

1、特定復興再生拠点区域復興再生計画について。国に申請した特定復興再生拠点区域復興再生計画の総事業費は幾らか、また計画の中で住民の帰還者数及び帰還率をどのくらいに見込んでいるのかとのおたただしですが、まず特定復興再生拠点区域復興再生計画の産業事業費についてですが、同計画は、特定復興再生拠点区域の復興及び再生を推進するために必要な取り組みを、事業主体の官民等を問わず盛り込んだ総合計画であり、いわゆる事業計画ではありませんので、総事業費という形でお示しすることは困難ですが、区域内の除染、解体は全額国費で行われるとともに、区域内で行うインフラ復旧事業等については国の福島再生加速化交付金の活用が可能となっております。

また、住民の帰還者数及び帰還率の見込みについてですが、双葉町復興まちづくり計画（第二次）で町の基本的な考え方をお示したとおり、平成23年3月11日時点の町の人口7,140人に対し、平成28年度の住民意向調査の結果が、「戻りたいと考えている」が13.4%、「まだ判断がつかない」が22.9%

でしたので、「戻りたいと考えている」と回答した全員が町に戻り、「まだ判断がつかない」と回答した半数の方が町に戻ると仮定した場合、その合計は1,773人となります。これに新たな町民が一定数加わることを想定し、目標人口を2,000人から3,000人としていた二次計画の目標から、特定復興再生拠点区域復興再生計画では目標をさらにかたく見積もり、避難指示の解除から5年後の目標人口を2,000人と設定しております。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 町としてもやっぱり概算というのがあると思うのですよね。幾ら国で出しますと言われても、何の仕事をするのにも、やはりこれだけの大所帯ですから、概算でどのくらいかということも出していただかないと、何でもかんでも国だからと言われるのではなく、町の特徴を出すためにもやはりそういうのも必要なのではないかなと思っていますし、2,000人という人数は、私からすれば、これはこの再生拠点がいつ完成されるかによってですけども、ちょっと多過ぎではないかなという部分も私があります。

それと、何も帰還する人の割合に応じて、特定復興再生拠点ですか、それをしていけばよいのではないかな。確定もしないのに、帰還者に国からの交付金だからといって莫大な費用をかけることも疑問ではないかなと思っています。

役場もこの拠点の中にあり、いわき、双葉町、郡山、支所であってもやっぱり経費は3倍になるということですよ、この復興拠点をつくったとしても。32年以降の財政の支援の位置づけ、解除後の国の姿が全く見えない。これは、全く見えないと言われたのは隣町なのですけども、やはり2年間、解除しました。しても、国の関係者は一度も来ておりませんという、そういう状況の中であって、はい、双葉町も5年後に解除します、そしたらそれで終わりですよみたいな、あとは全然という形のことにもなりかねないのではないかと私は思っていますので、やはり町の整備後の維持管理は国に、どのように支援してくるのかわからないし、町は中間貯蔵施設、燃料デブリがありますよね。そんな中で、この被災地復興拠点をやっていくわけですから、やはりこの廃炉が終わるまで財政支援を国に要望すべきではないかなと思っていますし、拠点についてはコンパクトに考えてほしい。この財政支援を国に要望していただきたいので、町長にその辺のことをもう一度お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

双葉町が復興するまで、廃炉の収束がするまでしっかりと国に財政支援を要求、要望するべきだというおただしでございますが、まさにそのとおりでと思います。そういうふうな取り組みとして、福島特措法が時限立法ですし、それが終了したから双葉町は復興しているかということ、そういうことではないということは常々国のほうには申し上げておりますし、双葉町が復興、復旧できるまで長期的な財政支援というのは必要だというふうに要望しております。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。



○3番（羽山君子君） やはりこれは言葉では、先ほども話しましたけれども、ぜひ寄り添ってやらせていただきますと言ったそうです、町民の皆様にも、国から来てね。でも、寄り添っておりません、一度も来ておりませんという。国からの例えばそういういろんな、支援しますよとか、こうしますよと言われても、来ておりませんという町民の声だったそうです。

それに、この前の中間貯蔵影響緩和交付金とありましたよね。あれだって、自由度の高い、自由度の高いと国は言っております。新聞にも出て、皆さん本当に知っています。でも、口先だけで、そういうことって自由度高くないではないですかと。私からすれば、やはり国のそういう政策は、お話ししたことはやはりきちっと守ってほしい。そういうふうに自由度の高いと私たちに話しておいて、議員に。議員とか皆さんに話をしておいて、後から、全然、みんなひもつきだったり。それでは私たちはどうなるのという世界、これからの町はどうなるのということになりますので、やはりそういうことを書類か何かでぜひもらっていただきたい、そういうふうに私はいつも思っています。よろしく願いいたします。

それでは、2番に移りたいと思います。東電の賠償について。帰還困難区域の精神的賠償は終了していると聞いている。町民の避難が続いている現状において精神的負担が今も続く中、また精神的損害のうち移住を余儀なくされた損害分の妥当性について東電に実態説明を求めるべきと考えるが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番、東電賠償について。帰還困難区域の精神的賠償が終了していると聞いており、町民の避難が続いている現状において精神的負担が今も継続する中、また精神的損害のうち移住を余儀なくされた損害分の妥当性について東電に実態説明を求めるべきであるとのおたただしですが、移住を余儀なくされた精神的損害に係る賠償につきましても、平成25年12月26日に原子力損害賠償紛争審査会により策定された東京電力福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補（避難指示の長期化等に係る損害について）において、帰還困難区域並びに大熊町及び双葉町の居住制限区域または避難指示解除準備区域については、①、長期間の避難の後、最終的に帰還が可能か否か、また帰還可能な場合でも、いつその見通しが立つかを判断することが困難であること、②、現在も自由に立ち入りができず、また除染計画やインフラ復旧計画等がなく、帰還の見通しが立たない状況においては、仮に長期間経過後に帰還が可能となったとしても、帰還が不能なために移住を余儀なくされたとして扱うことも合理的と考えられること、③、これらの被害者が早期に生活再建を図るためには、見通しのつかない避難指示解除の時期に依存しない賠償が必要と考えられることなどから、長年住みなれた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等を一括して賠償するとされており、その一括賠償が町全域を対象に支払われております。

移住を余儀なくされた精神的損害に係る賠償については、町内の避難指示区域間における賠償格差

が生じていないことについては一定の妥当性があると考えられる一方、事故から6年以上が経過してもなお町域の大部分が帰還困難区域に指定されており、他町村の状況と相違していることを踏まえ、町としましては、実態に即した賠償を実施するよう国、東京電力に対して引き続き粘り強く求めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） この東電の賠償ですが、東電の社長が、損害を与える分について賠償を継続するというふうにやはり話されていますし、前の下村文部科学大臣は民放社のインタビューにもやっぱりお答えしております、打ち切りがないということ。それは、私もこれはネットから開き出して持っていますけれども、やはりその一文によりまして、打ち切りではない、今後その時点の状況を見ながら考えていきたいと述べ、復興状況に応じた追加で支払いを検討する考えを示した。今は大臣ではないのですけれども、やはり人の上に立っている人というのはこういうことを平気で発言されて、私たちを惑わすと言ったらおかしいけれども、されてもいいのかなと逆に思うのです。やはり私たちは不信をしてしまいますし、それで、これはやはりそういうことをきっちり聞いていただき……やっぱり町長は常日ごろ国のほうに行って陳情されていると思うのです。そんな中で、やはりこういうこともお話しされていかなければなど。

というのは、私たちは常日ごろそれなりの生活、やはり奥さんも働き、旦那さんも働き、田んぼも農家もありで、大体50万円くらい月の生活はしていたと思うのです。それが何もなくなってしまっているわけですから、やはりこういうことは、そうすると6年たてば、幾ら賠償600万円とか、精神的な移住を余儀なくされたための700万円、それだって期間がないではないですか。だから、あれはぱっと一括で、それ、移住を余儀なくされた部分について700万円出しますよ。では、これから先だつてあるではないですか。先の見えない避難生活。5年とは言わないと思うのです。まだ10年も20年もかかるかなと。だって、廃炉だって30年、40年。デブリだってそうですよね。そんな中で、これから先皆さんどうしていくのかなと思うのです。700万円や600万円くれたから、くれたからと言われても、私たちは困ります。だって、今までご夫婦で働いて、給料だって4年間でしょう。そしたら、4年間先、例えば55歳の方が4年で59歳、まだ働けるのです、65、70も。それが働けなくなったら、この600万円、700万円でその代償ですよと言われても、給料を4年分だけもらったとしても、そんなのどこにも追いつきません。

そう考えたときに、やはり私は、これからはずっと、避難が続く限り、東電の社長が言っておられるとおり、私は精神的な先の見えない不安、続きますよね、ずっと続くのですから、そういうようなものの補償というのはいただきたい。ましてや給料だって、4年間もらって、あとはいただけないというのは、それはどうかなと。それで、かといって働きなさいと言われても、働く場所がない。私もたまたま議員になる前に、働きたいと思って出かけました。そしたら、あなたは避難してどこにまた移るかわからないからだめですと断られました。そういうことがありながらも、やはりこうやって生活

していかななくてはならないわけで、どこにこの700万円と600万円で生活できますか。それに給料もない。給料だって50万円ぐらいとっていたのに、もうとれなくなってしまう状態でしょう。働けといたって、なかなか職場がない。いや、確かに免許を取りなさい、何を取りなさいと今町でもいっぱいやっていますけれども、それだってもできない状態です。遠くて。距離が120キロも。例えば、福島からいわきまで来るといたって、距離があるではないですか。そうやったら、働けないです。

そういうことを考えたときに、やはり先の見えない不安というもの、ストレスというのはまだまだ続くのではないのかなと思うのです。そうした場合に、やっぱり精神的な先の見えない不安ということで、私は精神的な、慰謝料ではないのだけれども、精神的損害ですか、そういうのはまだまだ請求していく権利があるのではないかな。ましてこれから中間貯蔵施設も、話は飛びますけれども、あの中間貯蔵施設、フレコンバッグに搬入する。そういう、私らは国にそれを言うことができるのです、そういうことがあって、住めない。それを言わなかったら皆さんこれからどうして生活するのかということを考えれば、やはりもう少し、町長は陳情にお出かけになっておられるようですが、いろいろ。来年度の予算とか、そういうときに関係大臣にそういうことを話されて、やはりこの維持を。やはりそういう苦勞をしているのだよと。やはり確かにパチンコだの何だのといろいろ言われているけれども、そうではないですよ。だって、仕事がないのですもの。そういうことをきちっと話しされて、やはりこれは10年でも、東電の社長が言う、続く限り、やはり私たちは給料の明細、何でもいいです、65歳までは払いましょうとか、55になった人は、もう6年過ぎ、61です。だから、やはりそういうことをきちっとしていただかないと生活が成り立ちませんので、よろしく願いいたしたいと思います。

それでは、3番に移ります。避難指示解除等について。双葉町は帰還困難区域と避難指示解除準備区域に指定されている。避難計画を推進する上で、区域別避難指示解除の時期、町内での役場機能の再開時期、固定資産税の課税時期について、また特定復興再生拠点整備区域以外の荒廃した家屋や田畑の扱いについてどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、避難指示解除等について。区域別避難指示解除の時期、町内での役場機能の再開時期、固定資産税の課税時期について、また特定復興再生拠点区域以外の荒廃した家屋や田畑の扱いについてのおただしですが、避難指示の解除の時期については、双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画の中でお示ししましたとおり、まずはJR双葉駅周辺の一部区域と町内の避難指示解除準備区域である浜野、両竹地区について平成31年度の末ごろまでの先行的な避難指示解除を目指すとともに、特定復興再生拠点区域全体については、計画の認定から約5年が経過する平成34年の春ごろまでの避難指示解除を目指し、帰還環境整備に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

まずは、特定復興再生拠点区域から集中的に取り組むを進めた上で、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域全てを避難指示解除し、復興、再生に責任を持って取り組むとの決意を

示した国に対し、帰還困難区域全体の帰還環境整備、避難指示解除に向け、引き続き粘り強く、かつ確実に取り組むよう求めてまいります。

次に、町内での役場機能の再開時期についてですが、現在多くの町民がいわき市を初めとする福島県内や全国に分散避難をしている現状を踏まえつつ、既に役場機能の町内移転が始まっている周辺町村の例を参考にしながら、町内での役場機能の再開を復興の時系列に合わせて適切かつ段階的に進められるよう今年度事務的な検討を始めたところであり、今後方向性の整理ができましたら改めてご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、町内の土地、建物に係る固定資産税の課税時期につきましては、固定資産税自体は市町村税であります。震災復興特別交付税による補てん措置との関係もありますので、今後避難指示解除の目標時期を踏まえつつ、そのあり方について検討を進めてまいりたいと考えております。なお、特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定自体は、固定資産税の課税と直接的な関係はありません。

最後に、特定復興再生拠点整備区域以外の荒廃した家屋や田畑についてですが、今回国に認定を申請した特定復興再生拠点区域はあくまでも将来的な町内全域の帰還環境整備に向けた第一歩であり、町としては事業の進捗に応じ、帰還困難区域全域の避難指示解除への決意を示した国に対し、その段階的な拡張を求めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 解除時期とか、そういうのはわかりましたけれども、町内での役場機能です。これは隣の町とかいろいろの意見を見ながら役場機能を移す、再開すると言いますけれども、やはりよその町はよその町で、我が町はどうなっているのだということを確認しながらお願いしたいと思えます。31年再開時期を町長は望んでおられるようですが、その時期まで、町民の皆さん、どの程度帰りたいななんていう人も、考えてくるのかななんて思えますし、その辺はよろしくお願いいたしますおきます。

あと、固定資産税の課税時期については、やはりこれは、何でもそうですが、やはり廃炉が完了するまで非課税にしてほしいなと私は思っているのです。やっぱり30年、40年帰れないのだと。今10年たったって、荒廃した田畑をあれするのにどういうふうにするのかなと自分で頭で考えたときに、考えつかないのです。もう柳は立っているは。だって、今除染、田んぼ、畑はしてくれませんか、だから、役場を戻す時期も全てやはり廃炉を完了するまでにしてほしいなと思っているのです。そうすれば町民の皆さんで納得する2,000人という人口が集まるのではないかなと思っています。やはりそれは国に要望いたしまして、やはり先ほど言いました震災特別交付税ですか、それをいただき……ただけののでしょうか。5年後に解除されて、はい、終わりですよなんてなったら、これまた困りますから、やはりその辺も何度も国に行かれている町長、副町長にお願いして、やはり廃炉の時期まではそういう固定資産税、別だと言われましたけれども、固定資産税でも、これは郡山の町民の皆様からあったことなのですからけれども、絶対に廃炉が完成するまでには非課税でいてほしいというのが私たち

のやっぱり要望ですので、この辺も国に行ったときにぜひお話しされて、そうなるようお願いしたいなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

あと、それと……

○議長（佐々木清一君） 今の質問ですと答弁は必要ないのですか。

○3番（羽山君子君） あとまだあるので。続きがあるのです。

ごめんなさい。そしたら、あと特定復興再生拠点区域以外のとありますよね。荒廃した家屋や田畑について、この欄で、3番の欄でもう少し聞きたい。

○議長（佐々木清一君） わかりました。続けてください。

○3番（羽山君子君） この特定復興再生拠点整備区域外の荒廃した家屋、これは国に聞いて、国のほうでやってくれると言いますけれども、国は時間がかかると思うのですよね。4番でお話しされますけれども、やっぱりイノシシや、そういう……

○議長（佐々木清一君） 4番はだめです。

○3番（羽山君子君） ごめんなさい。そういう荒廃したことについて、時間がかかるということについて町長はどのように考えているのかなと私は思っておりますので、もう一度お答えお願いたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

まず、先ほど来ずっとご指摘がありました固定資産税自体というのは、市町村税であります。震災復興特別交付税による補てん措置との関係もありますので、それを念頭に入れながら取り組みをしていきたいと思っております。

また、特定復興再生拠点区域外の荒廃した家屋についてでございますが、ご指摘も踏まえ、倒壊危険家屋の撤去や除草等、特定復興再生拠点区域外の荒廃防止に向けた取り組みについてもあわせて国に求めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） それでは、4番に移りたいと思っております。

イノシシ等の有害動物について。町内におけるイノシシ等の災害の実態や今後の対策についてお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 4、イノシシ等の有害動物について。町内におけるイノシシ等の被害の実態や今後の対策についてのおたただしですが、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故後の避難指示発出により、人の営みが停止したことから、水田や畑は雑草の生い茂る草原へと遷移し、イノシシ等野生動物がもともとの人間の生活圏に出没するようになり、今では家屋へ侵入して家財等を破壊し、宅地や農地、そして墓地や道路等の掘り起こしを行い、被害を増大させております。

この被害防止のために、当町ではイノシシ等野生動物の捕獲の取り組みを平成25年10月から開始し、環境省、福島県、双葉町が連携して対処しているところではありますが、イノシシ等野生動物の個体数が年々増加している傾向にあります。今年度の捕獲活動は、イノシシ捕獲用の箱わなやハクビシン、アライグマ捕獲用の箱わなの設置箇所をふやし、被害状況を確認しながら箱わなの設置を実施しているところです。平成29年8月29日現在の捕獲頭数は昨年度を上回り、イノシシ54頭、ハクビシン13頭、アライグマ95頭となっております。

今後もイノシシ等野生動物の捕獲の取り組みを続け、引き続き個体数調整に努めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） イノシシという断定はされているのですけれども、やはりアライグマとか、今ヒアリ、それからマダニ、ダニ、そういう系統、いっぱい荒廃した家の中にはおります。そういった中で、やっぱり早目の対応というのは必要かなと思うのです。小さなうちからばあっと子供を産んで、ふえて、ふえて、ふえて、どうしようもなくなってからどうするのかなど。先ほどもちょっと触れましたけれども、荒廃した家屋、その中にすんでいるわけです、皆さん、ネズミやら蛇やら。これからはもうそういったのに対してもやはり早く対応しないと、これ、町長、お願いします。早目に国に陳情してもらって、やはり家を壊す人は壊すと判こをいただいて早急に壊していただかないと、これから冬になってきますけれども、また来年夏が来れば、まだまだふえますよね。いろんな、例えば掃除に行って虫に刺されたとか、そういうのが出てきますので、早目に対応をお願いいたします。

また、関連ですが、特定復興再生拠点に対しては、やはりその周りはどうのような対策をされるのか、ちょっとできればお伺いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

特定復興再生拠点区域外の話ですけれども、全町的に箱わなや捕獲の取り組みをしております。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 外ですよ、今はね。例えば、その内。でも、箱わなとか何かで間に合う頭数なのかということも考え、そのふえて、ふえていくのに対して、それに対処できるかなという部分と、あと復興拠点があるではないですか。やはりその周りに住んでいるわけですから、それがばっと来るわけですよ。夜になれば出て、自由に歩く。やっぱりそれは病原菌とか何かを持って歩くわけですから、そういったことへの対応というのは、やはり町、国、県、当然なのですけれども、考えておられるのかなということをお聞きしたかったです。浪江町は、ごめんなさい、「浪江」と固有名詞が出ましたけれども、電線ではなくて、ずっとはって、家の周りに入らないようにしているのですけれども、これ、特定復興再生拠点に関しては余りにも広過ぎて、その対応というのはどのように考えているのかなと思っていましたし、その辺のことを再々質問でお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど私の答弁が言葉足らずで申しわけありませんでした。特定復興再生拠点内も当然箱わなやそういうふうな捕獲の取り組みをしております。先ほど申し上げたように、特定復興再生拠点内も外もそういうふうな取り組みをしているということでございます。

あと、隣の町でそういうふうな線というのは、電牧のことをお話ししているのかなと思うのですが、まだ通電していないということで、今後特定復興再生拠点のいろいろな除染であったり、インフラの復旧であったり、通電も含めてそういうふうなことが可能になるような時期が来ると思っています。そういうときに、そういうふうな対応も含めて検討できればと思っています。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） それでは、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） 通告順位2番、議席番号5番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。  
5番、菅野博紀君。

（5番 菅野博紀君登壇）

○5番（菅野博紀君） おはようございます。通告番号2番、議席番号5番、菅野博紀、ただいま議長の一般質問の許可が出ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきたいと思っております。

1、補償、賠償について。補償、賠償については、双葉町として国、東京電力に求めていくとの答弁をいただいておりますが、今のところ何も進んでいません。現在中間指針で進められている補償、賠償ですが、それで本当にいいのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 5番、菅野博紀議員の質問にお答えいたします。

1、補償、賠償について。中間指針で進められている補償、賠償だが、それでよいのかとのおただしですが、原子力損害賠償紛争審査会が策定している東京電力福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針は、原発事故によりこうむったさまざまな被害に対して、賠償すべき損害として類型化が可能なものの全体を示したものであり、指針の中でも、指針に示されなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて原発事故と相当因果関係が認められる損害は賠償の対象となるとされておりますので、町としては中間指針は原子力損害賠償に係る共通の最低基準を示したものであると認識しております。

このような中、これまで町では、多くの被害者に共通する損害の類型化による指針への反映や、適時的確な指針の見直しを求めるとともに、他の被災地域と比べたときの双葉町の特殊な事情を踏まえ、双葉町の被害実態に即した賠償の実施と、今後とも長期避難が続くことが見込まれる双葉町民への生活再建支援策の充実を国や東京電力に対して求め続けております。

本年度においても、7月11日と12日に、関係省庁に対し、被害実態に即した賠償の実施と長期避難が続く双葉町民の生活再建支援を含む要望を行うとともに、8月28日にも、双葉町と同様、今後とも長期避難の継続が見込まれている大熊町とともに、町民の居住実態により格差が生じないよう家賃賠償の対象期間と仮設住宅等の供与期間の整合性を図ること、住所確保損害に係る賠償の運用拡充について見直すことについて、関係省庁及び東京電力に対し要望、要求を行ったところです。

今後とも引き続き国や東京電力に対し、町民に寄り添った丁寧かつ真摯な賠償対応を粘り強く求めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） これは僕も粘り強く、ずっとこれを一般質問に入れているのですけれども、何も変わっていないというのが現状です。実際に言ったら、今の2番のやつにちょっとお答えが入られたので、そこら辺はまた別、そこは別として話をさせていただければ、現状双葉町の復興も含めた中で、この賠償によって、双葉町が目標とする、帰還したときの企業、今本当にひどい状況になっているところもあります。つい先日相談されたところも、実際に言ったら、2年目1回払うよ、それが終わったので、まだ被害は続いているでしょうということで賠償を東京電力に求めたところ、これは拒否されました。それで、店もいわきに出してやっていたんですが、やっぱり家賃とかそういういろいろな面で継続できないということで、双葉町であれば、建物、土地、みんなそれは自分のものなのです。家賃が発生してやっていくというものに関して、全然、リスクがあるようなことが幾ら説明しても理解していただけない。一方的にそれで話が終わってしまう。これはちょっとおかしいと思うのです。

それと、例えばことしの5月まで、平成29年5月まで、個人賠償1カ月10万円、精神的賠償の件も終わっています。粘り強くという。まだ継続している期間中に交渉とかそういうのはわかるのですけれども、もう終わっているものに関しては、即座にやらなくてはならない大切な交渉事なのですよ。

だから、町長、今7月11、12、8月28日、国に陳情に行きました。その内容を見せてもらいました。町のことなのです。町の復興のことしか書いていない。後ろのほうに、町民の賠償とか何とかも継続してくださいみたいなのがちらっと書いてありました。あれでは粘り強くやっているということにはならないと思うのです。国、県、中間貯蔵、例えば私たちの町は、行政は協力している地域だと思います。だけれども、逆に言えば、協力させておいて、実際はそういうところはやりませんよといったらおかしくないですか。町有地なんて、50%とかそういう問題ではないです。ちゃんとしたことをやってくれなければ、町有地は町民のもので、町民全員のもので、その方々が、ちゃんとそういうことができるのであれば、町有地提供も、きょうの新聞には載っていましたが、あり得ると思います。そういうものに対しても交渉権をただ、ただ渡すような行政執行では、戻る町民も戻れないし、戻る企業も戻れないと思うのです。そこら辺、本当にどういうふうに、粘り強くということを行うのであれば、その辺に関してお答えをしていただきたい。

あともう一つ、中間指針。中間指針は法律ですか。私たち日本国民は、法律の中でちゃんとしてや



っていくべきだと思うのです。町の条例規則等もそうです。県にいれば県の条例規則、双葉町、町村にいればその条例規則、それを守っていくのが普通だと思うのですけれども、中間指針自体が、有識者とはいえ、法律が確かに要るのかもしれないですけれども、多くの方々が被害に遭ったから、一時この中間指針で払うというような方向性のものを僕たちは説明を受けたように思います。ただ、それをずるずる、ずるずるやって、最後の最後は切られてしまう。これは何で行政として町民を守る行動にならないですか。町民がいない町は行政でも何でないということ、ちょっとそこら辺を考えながらご答弁をいただきたい。2つ目。

3つ目、逆に町長は自分で個人的に裁判もやっていらっしゃると思いますけれども、納得いかないのであれば、納得いかないからそういう行動に出るのであれば、やっぱり町の長としてそういう行動に出なくてはならないのではないですか。町は悪くて、自分だけいいということではないと思うのです。そこら辺もちょっと含めて、この3つの点にお答え願いたいと思います。

(何事か言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、精神的損害に対する賠償は終了済みで、その後の取り組みについてのおただしでございますが、東京電力福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針の中でも、指針に示されなかったものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて原発事故と相当因果関係が認められる損害は賠償の対象となるとされておりまして、町としては中間指針は原子力損害賠償に係る共通の最低基準を示したものであると認識しております。町としては、町域の96%が帰還困難区域に指定され、今後とも避難が続くことが見込まれるという町の特殊事情を十分認識し、被害実態に即した賠償を丁寧かつ確実にを行うよう引き続き国、東電に求めてまいりたいと考えております。

先ほどありました企業の賠償の件ですけれども、2年で、その後の対応が何ら被害実態に即した対応はされていないというご指摘だったと思います。そういったことに関しても、一番今町として取り組んでいるのは、被災12市町村というふうな言われ方をしておりますけれども、双葉町と、名前を出させていただきますけれども、大熊町はいまだに全町避難ということで、国の避難指示が継続をしていると。そういった状況が継続している中で、他の自治体、他の被災地とは違う取り組みをするべきだろうと。先ほど議員からご指摘ありましたようなことに関しても、避難の継続が続いている以上は、これは国も東京電力も真摯にその対応をするべきだというふうに取り組んでいきたいと思っております。

私個人のことでありますが、私自身の賠償に関しましては平成25年からそういう取り組みをしております。そのことに関しまして、まず自分だけがという考えではございませんし、その中での結果によっては、いい判例が出たとするならば水平展開ができるものというふうに弁護士から伺っております。

す。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ちょっと答弁が抜けているところもあるのですけれども、逆に、逆にですよ、今言った、後からも出てきますけれども、町有地提供、これは本当に県に、福島県内の方々に提供していますよね、実際。学校等いろいろな面でご協力はしていると思います。協力はしているにもかかわらず、県も別にそういう面では動いてもらっていない。賠償とか補償とかの面では動いてもらっていない。国も中間貯蔵もしくは廃炉に向けてのことに関しては、双葉町としては協力していると思うのです。実際に双葉町の原子力発電所は事故に遭っていないのです。そこら辺が一番大きなところで、双葉町の原子力発電所は簡単に言うと爆発をしていないということは、そのままあるわけです。その中でもいろんな施設等々を東京電力の要望に応じてつくっているという事実は、実際これは町長、認めてもらえると思うのですけれども、それだけ協力している地域の町民が何でこうやって苦しまなくてはならないのか。まして、企業。別にそれがなければ営業はもうとっくの昔に再開して、普通にちゃんとできていたはずですよ。そこに関して、要は国の条件は受け入れますよ。さっきの、そうなのです、自分で賠償とかおかしいと思っているのだったら、町トップなのだから、町全体でやるのが僕は1つの手だと思います。そういう方向性で進まなければ、結局はもらえない。もう終わりだと言われて、もう終期は過ぎているので、そこら辺に関しては粘り強くではないのです。では、うちのほうもこれをやめますよというような交渉はできないのかということをお聞きしているのです。

要は、本当に国とか県にご協力できませんということをはっきり言えるようにちゃんとしてもらわないと、実際福島県内の方々、双葉のやつは金をもらって何とかとか、いろいろな大人のいじめから子供のいじめとか、いろいろありますよね。その中ではっきり言わせてもらえば、先ほど言ったように、双葉町の原子力発電所は爆発はしていません。それどころか、協力をしています。いろんな建物、高線量のものを入れたり、いろんなものを協力しているほうで、そこまで言われる必要性もないし、そこまで賠償とか補償を打ち切られるだけの理由がないと思うのです。協力して、それはちょっとおかしいので、そういうことを前提に、ではもう協力しませんよというような強い、要望ではなくて、要請ですよ。今まで避難生活だって、双葉町の原発は爆発していません。やったのは国です。国が推進してきた原子力発電所なので、そこら辺をちょっと踏まえて賠償、補償、これは本当に今近々の、企業にしても個人にしてもあるので、そこら辺を踏まえて交渉していけるのかどうなのか、これは再々質問なので、はっきりお答えください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えします。

まず、東京電力福島第一原子力発電所の5号機、6号機に関しては双葉町分であると。議員おっしゃったように、安定的に冷温停止していると。一方、事故があったのは1から4号機までだと。そういうふうな意味合いは私も理解しておりますし、議員のおっしゃる意味は十分理解しているつもりで

す。ただ、この放射線被害を含めて一番近々に続けていかななくてはならない原子力発電所の廃炉に関しては、これは取り組ませなくてはならないというのは、これはご理解いただけると思います。

一方では、それだけ迷惑施設も含め町が協力しているのに、賠償や補償であつたり、そういうものが置き去りにされるのは納得できないというご指摘であります。そこも十分理解しているつもりであります。その部分で、だから廃炉に関してその賠償、補償に関してきちっとやらなければ、それはだめだというふうなことは私は考えておりませんし、そちらもさせる、こちらの我々の非常に厳しい現状も国、東電に認めさせて、その対応を国、東電は真摯に認めるというふうな判断をさせる努力をしていくべきだと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 避難生活について。避難生活の長期化に伴い、さまざまな問題や課題が出ています。その中でも借上げ住宅の供用期間や高速道路の無料化措置に関しては、多くの町民が延長を望んでいるところです。県外には復興住宅もなく、支援が継続されなければ今後の避難生活に大きな影響が出てくるものと思われまます。県内外を問わず、避難生活が続く限り対応していただきたいと思っております。お考えをお尋ねいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、避難生活について。避難生活の長期化に伴う町民の方への継続的な対応についてのおただしですが、避難生活については居住環境確保のために仮設住宅、借上げ住宅の提供を行っておりますが、8月28日に、平成31年3月末までの1年間の供用延長が決定しました。また、高速道路無料化についても、8月10日に国土交通省より、平成32年3月末まで延長になる方針が出されました。これも町議会とともに各方面に要望活動を行った結果だと思っております。

復興公営住宅、家賃賠償につきましても、双葉町の特殊事情を踏まえ、被害実態に即した賠償を実施するよう、引き続き国、東京電力に対して強く要望していく考えです。同様に、医療費の一部負担免除の継続につきましても、今後国、県に強く要望していく考えであります。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） これ、時間の問題もあるので、一つ一つやっていかななくてはならない問題があると思うのです。双葉町は川俣、その後埼玉で大宮市、加須市という経路から、この植田、役場機能が転々と移った経緯があります。その中で加須市、多くの町民が残っています。500人以上、700人近くいるのかな。その中で、やっぱりそこに根づいたということなので、そこで避難生活をしている。事情があつて、要は仕事のこと、何のこととやって残っている方がいろいろいるわけですね。そこを中心に、そこだけではないですよ、そこだけではないのですけれども、借上げ住宅を本当にちゃんと延長しないと、これは県と、本当のと言うよりも、ちゃんとしなければ避難生活にならないと思うのです。それは町も、現町長ではなく前町長が指示したこととはいえ、やっぱりそれは町としては、県外にいらっしゃる方の要は措置、いろんな面で支援等をしなくてはならないと思うのです。

今現在、一年一年とか、今8月末とかいろんなことを言っていますけれども、実際に言ったら、これは本当に毎年年がかわるごとに電話が僕へかかってきます。延びるの、延びないの、1年でどうなのという話は来ますけれども、これは県として、県にそこはちゃんと話をしてもらって、例えばうちの町で今まだ認可はもらっていないと思いますけれども、5年後に大体戻りたいとか、除染できるなどという解除の時期、最低でも5年とか、あと町が本当に10年後に戻りたいのだよというようなことがあるのであれば、そこら辺まで延ばさないと、非常に内容が厳しい。それでなくても厳しいのですよね。例えば、あそこの借上げ住宅から、家族が近くにいるからといってそっちに移りたいよとなったとしても、双葉とか福島県に寄ってくればいいのですけれども、逆に、例えば広野からいわき市に来るというのは、これまた条件外になったり、いろんな条件をつけられているのに、それを逆に使うなど言っているのかなというのもあるのです。

別に、国が双葉町を避難させたのですから、私たちが自主避難とはちょっと違うのですよね。みんな一緒にされたら困るなどというのはあるのですけれども、双葉町全域避難、これは僕も当日、3月12日の朝、役場庁舎にいました。その時に内閣総理大臣菅直人名で、双葉町全域避難という指示が出ました。それによって皆さんが避難したのですから、そこら辺は国、県との今後の交渉。県外、あと県内。県内も同じです。県内であればどこに行くということもちょっと考えていただきたいというよりも、それでやっていただけるように話をしてもらわないと、避難生活をしていて、またここで追い出されるのかという気分になってしまうのもちょっとあれだと思います。

あと、高速道路に関しては、ちょっと2年分ぐらい出してもらっているのですが、それもあと2年のうちに、もっと本当に避難生活のうちはというようなこともやっていただきたい。

あと、医療費に関しては長くなるので、今度また話をさせてもらいたいと思いますけれども、ここを重点的に僕はちゃんと、陳情というよりも、これもほぼ要請なのです。要請なのです。先ほど言ったみたいに、町長の答弁もわかるのですけれども、実際に言ったら、双葉町町長であれば、双葉町民を一番最初に守らなくてはならないと私は思います。ほかに協力するのでもいいです。だけれども、やっぱり国は今までずっとだまし続けてきていますよね。何々をやったら、ちゃんと後でやるから。中間貯蔵もそう、建設の受け入れもそう。そこら辺を踏まえていけば、やっぱりここで強く出る部分が僕は必要だと思います。

そこら辺に関してちょっと答弁もらえますか。借上げ住宅のこと。県外のことに関して中心、県内も一緒なのですけれども、そこら辺をちょっとご答弁お願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

今ご指摘のありました加須市でありますけれども、現在約500名前後の住民の方が加須市にお住まいだということと、県外に避難をしているということで、非常に借上げ制度の問題とか、そういうのは厳しいというのは私も認識しております。しかしながら、先ほどおっしゃったように、国の指示

で全町避難。いまだに避難指示が継続しているということは、これは国の責任において我々の生活を担保しなくてはならないと思っておりますので、この借上げ住宅の延長に関しましても、先ほど来も申し上げておりますけれども、大熊、双葉は特殊だと。いまだに全町避難が継続しているということ考えた上でも、当然これは継続がされるべきだというふうに思っておりますし、そのほかの高速道路無料化、医療費の一部減免に関しても、これは継続というのは当然のことだろうと思って、今後とも強く、議員ご指摘のように取り組んでいきたいと思えます。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） そちら辺もぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それと、あと復興公営住宅、今もう家賃が発生しています。今のところは、平成30年3月ぐらいまでは東京電力に1年分払えば1年分返していただけるというような制度がありますけれども、県の補助は一切ないですね。あれは完全に家賃を取られているということなのですからけれども、そこに対しても同じような措置はできないのか。考えてみれば、これは実際借上げ住宅と同じようなものなので、それで、年金は下がる。払うものがふえる。もしくは、東京電力にもそういう交渉もして欲しい。逆に言えば、県からも新しい措置をしていただきたいと住民の方が言っていました。

普通に考えれば、先ほど言った全町避難というのは、うちの町長がやっているわけではない。県知事がやっているわけではない。国がそういう事業を出しているのだから、国がリードをとってやってもらうのが僕は当たり前だと思っておりますので、そこもちょっと重視して、今回住宅のことだけ触れていますがけれども、これは本当に、非常に大変だと思うのです。今までお年寄りの方々が、双葉にいたときには野菜をつくったり何かできた。生活費がほとんどかからない。そういう状況にあったのが、やっぱり復興公営住宅にちょっと行って見てきていただきたいのは、プランターなんかで一生懸命野菜をつくったりしているのです。やっぱりそれでは全然足りないのかなというのと、いろんな話も聞けるので、ぜひそういうところに行って話を聞いてきていただきたいなと思えます。

あと、本当に支援も、部屋に閉じこもってしまうようなつくりですね。田舎の家というのは、ほとんど鍵もかかっていなくて、農家の家なんかは「いるのかい」なんていうぐらい入っていけるような状況なので、そういう支援も含めて復興公営住宅の家賃等々もぜひ、これは私たちが議員として言えるところは言えますけれども、町としてこれはきちっとやっていってもらわなくてはならない大きな一つの仕事だと思いますので、そちら辺の答弁をよろしくお願ひします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどお話がありました復興公営住宅の家賃の問題であります。そういったものに関しても、どういう取り組みをして、今議員がご指摘のあったような対応ができるか交渉していきたくと思えますし、今おっしゃる意味は私も理解しております。その部分に関して東京電力に求償させるのか、それとも今までの借上げ住宅の家賃の制度として運用できるのか、その辺も今後国としっかりと詰めてい

きたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 3番、双葉町復興まちづくりについて。双葉町の復興について、町民一人一人の復興とはどのようなことなのか、町の復興とはどのようなことなのか、お考えをお伺いいたします。また、発電所の収束作業とは関連がないのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、双葉町復興まちづくりについて。町民一人一人の復興と町の復興をどのように考えているのか、また発電所の収束作業と関連がないのかとのおたただしですが、まず町民一人一人の復興と町の復興についてですが、双葉町復興まちづくり計画（第二次）において、町民一人一人の復興とは、町民一人一人の生活再建の実現と町民のきずなの維持発展、ふるさとへの思いをつなぐことを目指すものであり、町の復興とは、ふるさとへの帰還を果たし、魅力ある町の再興を目指すものであると整理し、町ではそのための具体的な取り組みを二次計画及びその実施計画の中で取りまとめしております。

また、発電所の収束作業との関連についてですが、町としても、二次計画にも記載しておりますとおり、安全かつ着実な廃炉は町の復興と町への帰還を果たしていく上での大前提であると考えておりますので、その引き続きの推進を国や東京電力に対して強く求め続けてまいります。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画についてと、今県に承認をもらって、国にいろいろ出しているところだと思うのですが、少し早いのかなと僕は思うのです。実際にさっきのイノシシの話も一緒なのですけれども、今私も双葉町の土地を除染させていただきました。だけれども、実際に今区域分けしていらっしゃるのでしょうか。僕は自分のところに入っていくのに、そこの道路に車を置きます。だけれども、結局除染しても、地域で言えば僕は長塚の町のほうですよ。それで、議長なんかは石熊ですけれども、石熊のほうは本当に汚染されて、線量も高いではないですか。そこを走ってきた車が何もなしに、洗いも水も流しもしないで、除染が終わっている場所に来るといふのは、これはどう見ても矛盾が生じませんか。普通に汚染されている場所を、汚れている場所を、泥だらけの場所から、泥だらけのところから、泥の道路からコンクリートの道路に走ってある泥の跡はどういうふうになりますか。それと僕は同じだと思うのです。除染をするなら、した場所とそこの区域分けをしていかななくてはならないと思うのです。

そこら辺もこの計画をつくる中で、非常に細々しいことかもしれないですけれども、そういうことをやっていかないと将来的に何の意味もなくなってしまうのかなというのと、計画認定から約5年とこれは説明を受けました。受けましたけれども、先ほど言ったように、国は、ではこういうのはわかったから、これは双葉さんはいいですよ、大丈夫ですから、ほかの地域でこういうふうに法律をつかったから、これに準じてくださいと、これは今まで何かやられましたか。結局ほかの地域と同じよう

にされて、例えばこの5年も消してもらえなかったというのは非常に僕はまずいと思うのです。要綱の中に5年とありますよね。そこら辺、帰還困難環境を整えるために国と県と連携してやってもらえるのがいいのです。集中的に除染とかもやってもらうのがいいです。だけれども、今まで一番最初に国が主導してやったところの除染はどうでしたか。今の現状の地元の方が、までいにやりたいのだと。

「までいにやりたい」という言葉を出してくれて、隅々までやって戻りたいということを行ったことが、前に僕は一般質問の中でも使わせてもらったのですが、地元の方が自分のあれをちゃんとやってもらえるようなシステムを使ってもらってやるのも一つだと思うのです。

それと、この5年に関しては何とかしてください。計画認定から約5年でというのです。これは取りはらってもらえるか、ちゃんとその書面上で何かもらっておかないと、これはあと5年後とかそういうときに、とてもではないが、信用できないです。だから、そこも含めてご答弁いただいてよろしいでしょうか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、特定復興再生拠点、あの中身につきましては、5年を目途にというふうな文面であります。私どもは、5年後に必ず特定復興再生拠点区域を避難指示解除させるということではありません。条件として、まず線量の低減。住民の皆さんが戻るためのインフラの整備がきちとなされていない状況で、5年たちましたから、はい、避難指示解除という考えは持っておりません。また、逆に、その5年の間の中に、除染や、生活するためのインフラ、復旧、復興であったり、そういったものがきちと整備されたのであるならば、部分的解除ということも目指していかなくてはならないというふうを考えておりますので、5年というふうな、私自身は縛りで判断するという考えは持っておりませんし、何か国から担保をとった方がいいのではないかとのご指摘でしたけれども、そういうふうなことは今後取り組んでいきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） この最初の質問の中にも入っている発電所の収束、これは大きく絡んでくると思うのです、町の復興に。これがあることによって、例えば双葉町内で食べ物なんかの販売はなかなか難しいのかなという部分が出てきていると思うのです。これ、では逆にこの5年というのを消してもらうために、国に、収束も5年でやってくれということにします。そういうふうに戻るのです。4年後に燃料デブリの取り出しが開始されると。技術も全然何もできていない中でそういうことを言っているのですけれども、では4年後に取り出すのですという、4年後にどこに持っていくのですかという議論がないですよ。持っていく場所も決まらないままに取り出しました。どう考えてもそこに置くしかないですよ。今から、この4年で燃料デブリを例えば取り上げたとしたとき、取り上げられないと思うのです。そういう施設とかそういうのも全部つくらなくてはならない。それで、運ぶ。どうやって運ぶのですか。車で運ぶのですか。トラックで運ぶのですか。それとも、ヘリコプ

ターで運ぶのですか、船で運ぶのですかと、そういうことが全然決まっていな中で、僕は5年というは無理だと思のです。万が一その5年じゅう、今町で言っている10年ぐらいのスパンで双葉町に帰還したいよというようなことがあったとしても、これは、それを取り出すときに放射能って、上げれば365度全部、ボーリングであれば全部出るわけです。そういうところに帰りなさいよということもできないと思のです。それであれば本当、きのうも説明会の中で、今話が出たように僕も言いましたけれども、県庁を双葉町に持ってきてくださいよという話なのです。

県の職員がそこまでかかわらないのだったら、県庁を双葉町に持ってきていただいて、そういう放射能の場所でお働きになってもらって、燃料デブリも取って、自分で県と国の交渉があるではないですか。自分たちのことなので、県職員なんかは本気になるのではないのかな。今までちゃんと働いていないとは言いませんけれども、逃げてきた部分のあれで、ぜひ町長、そういう意味も含めて、県庁所在地に双葉町は手を挙げていただきたいな。例えば今構想はいろいろありますよね。工場とか何とかと誘致するよりも、県庁が双葉町にあれば、いろんな書類とかそういうものが来るのに、いろんな町の職員とか行政の職員がいらっしゃるので、そこで、逆に言えば商売になるのではないですか。1つのこれも方法だと思のです。ばかっていると言われれば、ばかっているかもしれないけれども、それくらいのことをやらないと、双葉町に帰還とか商売とか、そういうものをできないのではないかと思のです。

ただ、ここの部分、早く帰りたい、早く帰るめどを立てたいというのはわかるのですけれども、やっぱり安全、安心が一番大事なのです。東電の安全神話はもう壊れています。燃料デブリも、デブリを取って収束するのに四、五十年といいますが、三、四十年ということは言っているわけですから、その期間内は、やっぱり先ほど言っている要望等はちゃんと実現してほしいし、ちゃんと安全な場所であれば帰れると思するので、そういう部分なことではどういうふうにお考えかお答えいただきたい、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

まず、できること、できないことも含めて一番大前提は住民の皆さんの安心、安全だというふうに思っておりますので、住民の皆さんの安心、安全が担保されないような取り組みというのはあり得ないと思っています。そういう意味で、それがきちっと担保されるような判断をしながらやっていきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 中間貯蔵施設について。今後の工程と中間貯蔵施設本格搬入の受け入れ条件等をお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 4、中間貯蔵施設について。今後の工程と中間貯蔵施設本格搬入の受け入れ



条件等についてのおただしですが、今後の工程については、今年秋ごろから土壌貯蔵施設の供用開始が予定されております。土壌貯蔵施設は、既に試運転を行っている受け入れ・分別施設とともに主要な施設と位置づけられており、輸送された除染土壌が直接搬入され、分別の上、貯蔵施設において貯蔵されるという一連の処理が行われることから、これら2施設の供用開始により、除染土壌の中間貯蔵事業が進んでいくことになります。また、今後増大する輸送量に対応するための第2期の施設工事にも着手されているところです。

これらの施設整備により、現在保管場に一時保管されている除染土壌等についても分別、貯蔵がなされることになります。町としましては、施設の早期稼働は早期の保管場解消にもつながることから、町民の安心、安全のためにも環境省に対して早期の施設の整備を求めていくとともに、地権者に寄り添った丁寧な対応を行うように引き続き環境省に求めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 済みません。「条件等」というふうに書いてあるのですけれども、ちょっと答弁漏れ、最初から勘弁してほしいなと思います。

この中間貯蔵については、先ほども言ったように、ちゃんとした交渉の一環の、要は管理してほしいなと私は思っています。

あと、もう一つ言わせてもらおうと、先ほど中途半端に言ったのですけれども、中間貯蔵施設の車つてありますよね。そういう施設に入っていった車が、さっきの泥と舗装の話したではないですか。そういう管理はしているのかな。要は、その施設から出ていくときに、例えば本当にタイヤだけでも洗ってくれる。車は流し洗い。せっかく除染して自分のところがきれいになったなと思ったけれども、いつの間にか戻っていたということになっても、これはどうしようもないことだし、逆に、一時帰宅が、行ったことによって車が汚れたとか、そういうのはやっぱり起こさない過程とか、地域の子供とかいるので、皆さんが今住んでいる場所に、行ってほしくないとかという話も出てきてしまうので、そこら辺をちょっと町として環境省と話し合っしてほしい。わかりますか。町としてそれは要請ですよ。ね。

それで、双葉町内に関してもそうなのですから、さっき言った、石熊の人たちが町に来れば、やっぱり石熊の車、汚染している場所を、最低でも道路だけでも除染するとか、車を洗うとか、そういうシステムをつくってもらったほうが、結局人に迷惑がかからなくなると思うのです。今も6号線は普通に、地元の車だけではなくて、いろんなトラックだとかすごく走っているわけですよ。そういう車にもご迷惑をかけるようになると思うのです。そういうのも、これは町として双葉町が管理する部分でそういうことを起こしたらまずいなと思いますので、そういう要請はしていただきたい。

あと、さっき言ったように、中間貯蔵施設の本格搬入を受けるとか、そういういろんなものが出てきているわけではないですか。秋の本格供用開始、土壌何とか施設の。そういうものについても、協力しているのだから、ちゃんとやってくださいということを言ってもらわないと、何のために中間貯

蔵の施設の地権者の方々が自分の先祖からの土地を本当に提供したり何かしたということも考えて国はやっていただきたいので、そこは強く強く、本当に強く交渉のカードにしていきたいと思うのですけれども、そこら辺どういうふうにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、住民の健康管理の点も含め、輸送搬入のトラックのいわゆる汚染、そういったものを防ぐためにはスクリーニングの徹底が一番大切なのかなというふうな感じもしておりますし、そういったものの洗浄、除染、そういうふうなものも、国のほうにきちっと対応するように申し入れしていきたいと思えます。

あと、「本格」という言葉ですけれども、このことに関してはずっともんで、今現在「本格」という判断はされておられません、そういったものに関しましても、町、議会、そして住民代表の皆さんが関与されております環境安全委員会の中でもしっかりともんでいただき、どのような時期、どのような判断として認められるのか、そういうことも参考にさせていただきたいと思えます。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 一番、この参考というよりも、町政懇談会なり議会の懇談会なりで、この本格搬入に関しては議論していかなくてはならないことだと思うのです。ただ、近々にやらなくてはならないことの一つでもあるとは私は思っております。いつまでもパイロット搬入というわけにもいかない、せめて町民の皆さんに、きょうこの一般質問のライブ放送を見ている方々も含めて、ここで、では何をするかといったときに、今、先ほど来言っている今の条件、町民に対する条件があるではないですか。やっぱりそこを柔軟に国、東京電力に対応していただけることによって、皆さんに少しでも多くご理解をいただくような方向に、一番大切なその問題だと思うのです。だから、そこも進めていっていただきたい。

あと、環境省にはうそをついていただきたくない。私も安全委員会のほうに行かせていただいています。その中で、同僚議員も一緒に行っていますが、前に、ちゃんと道路整備をしますよ、きれいにしてから運びますよというので、全然やってもらっていなかった、私たちは、双葉の288号線沿いが危ないよと。今はどういうふうになっているかという、本当にトラックと普通の車とか、トラック同士も行っているのです。だけれども、実際に言うと、他町村のことになってしまうので、その奥に行くと、本当に事故に遭うのではないかと。郡山方面から来る方とかは、トラックと乗用車もまだすれ違えない状況なのと、たまにトラックがとまっているのです。トラック同士がすれ違えなくて。

そういうことをちゃんと一つ一つ、自分たちの言ったことを厳しくやっぱり言ってもらおうのと、環境省に言っても無理でも、環境省と何々省は違いますよとよく言いますが、経産省とか違うと思うのですけれども、横の連携をこの問題にはちゃんとぴしっとしてもらってやらないと、幾ら経済産業省の問題でも、それであれば環境調査も、これはできなくなるよというのは、頭は1つなのです。

よね、内閣府。内閣総理大臣、安倍晋三さんは頭は1つなのです。だから、そこをちょっとちゃんと  
していただいて、各省庁に言ってだめだったら、安倍総理、内閣府とちゃんと話ができるような場を  
持って、そういうことを進めていただきたいと思います。

それをちょっと町長に答弁をいただいて、やっていっていただけるのかどうなのかということも含  
めて答弁をいただいて、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

今ご指摘あったことを十分念頭に置いて取り組みをしていきたいということと、本来この復興に関  
しての取り組みというのは、復興庁がワンストップでできるような体制であったと我々は思っており  
ます。そういったことで、特に復興庁のほうにはそういうふうな司令塔としての役割を果たしてい  
ただけるように申し入れをさせていただきたいと思います。

（「ありがとうございました」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） ここで休議します。

休憩 午前10時25分

---

再開 午前10時40分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

通告順位3番、議席番号2番、石田翼君の一般質問を許可いたします。

2番、石田翼君。

（2番 石田 翼君登壇）

○2番（石田 翼君） 通告ナンバー3番、議席番号2番、石田翼。ただいま議長から一般質問の許  
可をいただきましたので、要旨に従い、一般質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目、復興再生と世代を超えた町民のきずなと帰属意識について。双葉町・特定復興再生拠  
点区域復興再生計画は、最重点施策として推進すべきと考えます。再生拠点認定後、除染やインフラ  
などハード面の整備が行われますが、世代を超えた町民のきずなと帰属意識を促すためにも、ソフト  
面の構想についても並行して進めるべきと考えます。町民が復興に関心を持ち、それにかかわって  
いくためにも、(1)、町民が一時的に滞在できる施設の整備、(2)、四季折々の花々を栽培、町の花、  
桜の植栽ができるゾーンの設置、(3)、花いっぱい運動推進のための委員会の設置、県のコンクール  
への参加など、町の再生ときずな、町民の心の癒やしにもつながるものと考えますので、以上3点に  
ついて町の考えをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 2番、石田翼議員の質問にお答えいたします。

1、復興再生と世代を超えた町民のきずなと帰属意識について。再生拠点認定後、世代を超えた町民のきずなと帰属意識を促すためのソフト面の構想についてのおたただしですが、まず(1)、町民が一時的に滞在できる施設についてですが、町としてもそのような施設が必要であると考えており、まずはJR双葉駅前のコミュニティーセンターを町民向け休憩施設として先行的に整備を進め、平成28年9月からその供用が再開されております。中野地区復興産業拠点内に町が整備を行うこととしている産業交流センターについても、一時帰宅中の町民が休憩や交流することができる施設として整備を進めたいと考えておりますので、ご指摘を踏まえ、今後とも引き続き検討を進めてまいります。

次に、(2)、四季折々の花々や町の花、桜の植栽ができるゾーンの設置についてですが、双葉町復興まちづくり計画(第二次)において、再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーンや耕作再開モデルゾーンを設けるとともに、先日国に認定を申請した双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画においても、住民の憩いの場とするとともに、景観形成を図ることにより、復興のシンボルとするということで、前田川沿岸等の河川施設について桜等の植栽等を行うこととしておりますので、いただいたご指摘も踏まえ、今後さらに検討を進めてまいります。

次に、(3)、花いっぱい運動推進のための委員会の設置や県コンクールへの参加についてですが、帰還後、震災前のように、例えば国道6号沿線を初め町内の花壇の整備や県コンクールへの参加など緑化事業に積極的な支援を行い、双葉町が美しい花々で彩られた町となるよう、ご指摘も踏まえ、検討を進めてまいります。

○議長(佐々木清一君) 2番、石田翼君。

○2番(石田 翼君) ありがとうございます。町民が一時的に滞在できる設置を考えているということですが、これらについても多くの町民が津波だったり中間施設の場所だったり、ましてや線量の高い地区も結構あるわけですので。そういった面でも早目にやはり対策を講じていただいて、我々の世代というのは確かに先が短いという世代でありますから、今の時期にその基盤づくりをきちっとしておいていただければ、後々、子供、孫の時代にも、やはりおやじの世代はきちっと戻れる再生のできたまちづくりをしていくってくれたのだなというふうに思われるように、きちっとやはり今の時期にやっておいただければというふうに思います。その辺についても、ひとつ町長のお考えをいただければというふうに思います。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 石田議員の再質問にお答えいたします。

町民が一時帰宅または戻ってこられたときに、休憩したり、いろいろな皆さんと集えるような場所の設置についてであります。先ほど申し上げたコミュニティーセンターを当初は計画として考えておりますが、将来的にこの計画を進めていく上で皆さんのご同意が得られるならば、きちっとしたそういうふうな施設も検討してまいりたいと思っております。

○議長(佐々木清一君) 2番、石田翼君。

○2番（石田 翼君） やはり今すぐにでも戻りたいという我々の世代がいるわけでありますから、ひとつその辺も復興再生拠点認定後速やかに取り計らっていただきたいというふうをお願いを申し上げまして、2番のほうの町民の翼の構想について入りたいというふうに思います。

今福島県では、福島空港からの沖縄路線復活に取り組んでいますが、県と呼応して、従来列車による町民号にかわるものとして、町民の翼の可能性を検討する考えがあるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、町民の翼構想について。町民の翼構想についてのおたただしですが、町民のきずなの向上と双葉町への帰属意識を高めるための方策の一つとして町民の翼を実施することは有効な手段であると考えますが、町民の皆さんが全国に避難されている現状を踏まえると、参加者の避難先から福島空港までの交通手段や安全の確保、緊急時の対応など配慮すべき点多々あり、問題点を整理する必要があると考えております。さらに、実施に当たっては、賛否も含めてさまざまなご意見があると考えており、十分な検討を行い、判断したいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 2番、石田翼君。

○2番（石田 翼君） 大変、検討するという町長のお考えをいただきまして、ありがとうございます。

これもちまして一般質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木清一君） 通告順位4番、議席番号1番、尾形彰宏君の一般質問を許可をいたします。

1番、尾形彰宏君。

（1番 尾形彰宏君登壇）

○1番（尾形彰宏君） 1番、ただいま議長許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

1番、福島県復興公営住宅についてということです。去る8月21日、福島県復興公営住宅の第5期募集をもって新規団地の募集が最終になるとの広報がありました。空き住戸の募集時期については確定次第お知らせするとのことでありましたが、8月末現時点での双葉町民の入居実績と今後の予定についてお聞きします。

また、入居に際して、さらにはその後生活支援にはどのようなものがあるかお聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 1番、尾形彰宏議員の質問にお答えいたします。

1、福島県復興公営住宅について。8月末現在の双葉町民の入居実績と今後の予定についてのおたただしですが、福島県が整備する復興公営住宅の双葉町民の8月末現在における入居実績は、入居決定

者を含め、福島市、郡山市、白河市、いわき市、南相馬市など8市町、35カ所の復興公営住宅で、316世帯、500人となっております。

次に、新規団地の募集としては、ご指摘のように第5期募集が最後になりますが、今後の予定としては、福島県では準備が整い次第、今月中にも空き住戸に対する募集を行う予定と伺っております。

また、入居後の生活支援についてですが、これまで復興公営住宅の入居者の状況を見ますと、高齢者世帯、独居高齢者世帯の示す割合が大きいことから、福島県を初め関係市町村と連携して、百歳体操や体力測定、健康相談事業や家庭訪問などの健康維持管理支援を実施しております。さらに、関係機関による健康支援会議を開催して情報共有を図り、入居者の支援体制の構築を行っております。

今後とも関係機関と連携し、町民が安心して生活できるよう、健康維持と自立に向けた生活支援を行ってまいります。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） それでは、再質問させていただきます。

本件1番目については、私自身もそうなのですが、公営住宅の当選が決まってから、その後にいろいろと手続があるというふうなことで、ちょっと何か中途半端な状況ではあるのですが、非常に不安に思っているのは、以前避難時にアパート住まいをするときに、赤十字さんのほうから生活、いろいろ支援の物品を提供していただいたわけですね。その際、私の場合ですと、物件がもう既に家電が入っていたりして、私が最初に入っていた借上げ住宅ですね、そういうことで、これから公営住宅のほうに移転するに当たって再度家具を購入しなければならないというふうな状況になってきます。何かお話を、過去の経緯を聞いていますと、例えば埼玉県有加須市なんか同じように支援物資の提供を受けられなくて、町への寄附金の中からそれを充当したというふうな経緯があったと。それゆえ、今後新たに生活支援として、例えば家電にしてもそうなのですが、はどう受けられるのかなというところが。実際自分が電話して確認すればいいのでしょうかけれども、同じような方はまだいるというふうに思うので、今回ちょっと取り上げさせていただきました。

その後の支援ということと言うと、公営住宅に入居してからなのですが、いろいろとそういう案内の、今復興のポータルサイトが双葉町にはあるわけなので、そういう部分でもリストアップしていただいて、自分でチェックできるような形で、今後どういう支援を受けられるのかということをやっぱり確認して、事前に把握してから、町なり県なりに問い合わせしていくというふうな手順をとりたいのです。

今再質問の中の2つ、家電製品等の生活支援で物品提供を受けることができるのか。もう一つは、ポータルサイトの中でそういった一般的なQ&Aに該当するような内容でお答えできるような準備についてお考えのほどをお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 尾形議員の再質問にお答えいたします。

まず、家電の対応については、ハード面だけでなくソフト面での支援も充実していく考えでありますし、それに関しては非常に公平感のなくなるようなこと、公平に町民の皆さんに対応できるような取り組みをまず第一に考えながらやっていかななくてはならないと思っております。

あとは支援のチェックですけれども、これは、今ご指摘あったことに関しては可能性はあると思っておりますし、そういうふうな希望、要望というものも我々把握していくことは必要だと考えます。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） どうもありがとうございます。

それでは、2番目の質問に入らせていただきます。復興計画における太陽光発電設置について。8月下旬に報道された地域ニュースの中で、太陽光発電事業に関して特に条例化問題を取り上げておりました。導入時の優遇制度、補助金制度、固定資産税、その中の償却資産、そして環境配慮の景観法など、設備設置をめぐる景観保全、利害調整問題を含めて事前に事業者との契約内容の整備と確認が必要であるということは、これは28年3月に発行された町の再生可能エネルギー活用推進計画と言われるもので、ご存じだと思いますけれども、町長、ご存じですか、こういうやつですね。これに基づきまして、皆さん職員の方々、担当者の方々ご承知のことと思います。双葉町復興まちづくり計画（第二次）、これですけれども、の中でも再生可能エネルギー発電拠点の整備に取り組むとされていますけれども、今までの経緯を見ますと、それ以外の地域についても、近隣町村での実績を参考にした上で、新たに双葉町独自の条例なり方針なり、今後の復興計画の工程プロセスを準備、検討していきたいところです。町としてのお考えをお聞きいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、復興計画における太陽光発電設置について。再生可能エネルギー発電拠点の整備に取り組むとされているが、それ以外の地域について、近隣町村での実績を参考にした上で、新たに双葉町独自の条例なり方針なり、今後の復興計画の工程プロセスを準備、検討してはどうかとのおただしですが、町としても双葉町内の土地について、従前の土地利用をすぐに再開することは容易でない中、大型太陽光発電事業、いわゆるメガソーラーは有効な土地利用方策の一つであると考えており、メガソーラー事業自体は、地権者と事業者の合意に基づき、民民で事業化が進むものではありませんが、双葉町復興まちづくり計画（第二次）においても議員ご指摘の再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーンを設定する等の取り組みを行っております。町独自の条例等については、固定価格買い取り制度が存在することなどにより、メガソーラーは事業性が高く、周辺町村においても、一般家庭が導入する場合と異なり、特段の独自支援は行っていないと聞いておりますが、議員ご指摘の景観保全、利害調整の問題を含め、今後必要性を見ながら検討してまいります。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） 質問するに当たって、事前に平成28年3月付の双葉町再生可能エネルギー活用計画というところと、あと、今回の新たに1年たちました復興まちづくり計画（第二次）、それと

あとは県内外の太陽光発電等についての資料を調べてきたのですが、28年3月時の問題点ということで、明らかに、これは電力会社さんのほうに問い合わせましたところ、双葉町だけが、面積が550ヘクタール、小さいこともあるのですけれども、変電所がないわけです。どういうことかということ、太陽光発電の拠点をつくっても、そこから高圧の送電線のケーブルを隣町のほうまで延ばしていかなければならないよというふうなのが現状です。それは、やはり同じように、ここの中に、これは28年3月の計画なのですが、課題としてリストアップされているわけです。当然のことながら、あれから1年以上たつわけなので、そういったことに対する他町村の参考事例を踏まえて、小さな双葉町だけでも、しかし今後の中野地区の復興再生計画ということで考えると、どうもあの辺の近辺に変電所があったほうが、当初の計画の両竹地区ですか、それもありますし、変電所の建設、設置ということで相談されるということがまず第一の先決であろうというふうには、この指摘のとおり思っているわけです。

太陽光発電については、一般的な常識として、皆さん知っていらっしゃると思いますが、野立て方式という、野原の上に組み立てて屋根状につくり上げるというやり方と、一般住宅もそうですけれども、屋根型というものもあるのです。私の場合、その変電所の問題をうまくクリアすれば、野立て、計画予定である両竹地区、それからあるいは町の公共施設の屋根の部分とか、それとか、あと駐車場の上、これは実際にいわき市の私が住んでいる近くの工場では駐車場一帯が野立て式。農業もしながら太陽光発電もできるというタイプで、高い、ちょっとパイプ状の骨組みの屋根の上に太陽光パネルを置くと。下ががらがらである。そういう形のものも駐車場につけることもできるし、なおかつ公共施設の屋根の上にもつけることができる。それは、新しく今後計画されるであろう中野地区の建造物についても同じように駐車場、それから屋根の上というふうにつけることができる。そうすると、やっぱり県が進めたいと思っている再生エネルギー計画にも十分双葉町は頑張っているよというふうにも言えるであろう。

ただ、問題なのは、やはり条例の中で、先ほど景観ということをお話させていただいたので、そのことは当然のことながら注意しなければなりません。

なおかつ、両竹地区もそうなのですが、中野の復興計画の拠点もそうですが、海から結構、それなりに近いのです。直接風邪が吹いてくる。私は以前議員だったときに、双葉町の郡山地区がありますよね。あそこの調査をしたときに、住民の方々が、どうも太陽光パネルの寿命が悪い、短いと。基本的に塩害であろうというふうに言われていて、やはりそのことについても調べましたところ、やはり国内太陽光パネルのメーカーのたくさんの事例を見ますと、塩害についても対処しているというふうなものがあるわけです。ということは、条例もしくは方針の中で、双葉町の特性を十分理解した上で対策をあらかじめ立てておくというのが、やはり今後推進する上でのやり方ではないかというふうに思います。町長にぜひその考え方に対するお考えをお聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。



○町長（伊澤史朗君） 尾形議員の再質問にお答えいたします。

まず、変電所の設置、そして駐車場といろいろな場所に対する太陽光のそういうふうな設置の話でございましたけれども、まず1番は、私が思うのは費用対効果。売電価格というのがありまして、実は駆け込み需要ということで、今時期を逸している時期になってきているのかなというのは個人として思っております。それをクリアしても費用対効果で可能であるならば、当然検討していかなくてはなりませんけれども、まず太陽光に関してはいろいろ町で積極的にやるというふうな形態をとってございませでしたし、地権者と事業者をセッティングするということは行っておりました。ただ、地権者の皆さんが理解をして、それでいいですよというふうな形でなければ、町としてやるというふうなことはやっておりません。そういった意味で、まず企業と地権者との対応で優先されるべきだろうと。町独自にやるとするならば、先ほど申し上げましたように、再生可能エネルギーはいろいろございますので、どれが費用対効果も含めて可能なのか、その検討をしなければならぬと思っておりますので、そういうふうなことでどれが可能性があるのか検討させていただきたいと思えます。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） 今のお考えを聞いて、大体想定したとおりにかなと思うので、要は何が言いたいかというと……

（何事か言う人あり）

○1番（尾形彰宏君） いや、だから条件はいろいろ考えられるのだけれども、28年3月の計画では、もう既に2017年のところには再生エネルギーは造成工事が入っている。だけれども、まちづくり2次計画の中のスケジュールでは、どうも若干遅れ気味ではあるのですね。こちらの28年のやつはもう2年以上遅れています。今回の二次計画についても、やはり諸事情、特に除染関連の問題ということとか、住民の意識の醸成という部分でもまだまだ理解されていない部分が多いなというふうに思うので、そんな中、ことしの4月に、先ほど固定価格買い取り制度についてもお話しされましたけれども、その改正された部分で、確におっしゃるとおり、リスク対効果という部分で、以前太陽光の普及率が加速度的にあった時代に比べても、その半分ぐらいまで落ちている。なおかつ、そういう状況にありながら、計画は遅々として遅れている。しからばどうするかということは、やはり一度業者の方を含めてきちんとお話をさせていただけるような、何かしらのやはり機会というのを再度ご高察いただきたいというふうに思っているのですが、これで最後なのですけれども、ご回答をよろしく願います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 尾形議員の再々質問にお答えいたします。

太陽光発電のその取り組みについての事業者、業者とのそういうふうなセッティングという話でしたけれども、先ほど再質問の中で答弁しておりますように、これは民民の対応ということで、行政がそういうふうな、主体的に携わっているということではありません。ですので、そういうふうな町と

して特別それを紹介するとか、そういうふうな考えは持っておりませんので、お願いいたします。

(「どうもありがとうございました」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 議員の皆さんにお諮りします。1時間の持ち時間は12時過ぎますけれども、ここで通告順位5番の高萩文孝君の一般質問を取り入れたい、続けたいと思いますが、よろしいでしょうか。一応持ち時間は1時間となっておりますが、12時過ぎることになりますけれども、基本的にはそういう形になっております。よろしいですか。議員の皆さん、よろしいですか。

(何事か言う人あり)

○議長(佐々木清一君) いや、これは議員の皆さんの承諾が必要です。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) それでは、議員の皆様の了承を得ましたので、続けさせていただきます。通告順位5番、議席番号4番、高萩文孝君の一般質問を許可いたします。4番、高萩文孝君。

(4番 高萩文孝君登壇)

○4番(高萩文孝君) 通告順位5番、議席番号4番、高萩文孝、今議長より質問の許可をいただきましたので、これから一般質問をさせていただきます。

1、双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画の実行について。町が国に認定を申請した双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画は、計画を作成しただけではなく、認定後速やかに実行に移すことが重要だと考えております。平成31年度末ごろまでの駅周辺区域の避難指示解除や、平成34年度春ごろまでの特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除を目指す上では余り時間がないように思いますが、町は今後、具体的にいつ、どのような取り組みを行う予定なのかお伺いいたします。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 4番、高萩文孝議員の質問にお答えいたします。

1、双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画の実行について。平成31年度末ごろまでの駅周辺区域の避難指示解除や、平成34年度春ごろまでの特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除を目指す上では余り時間がないように思うが、町は今後、具体的にいつ、どのような取り組みを行う予定なのかのおただしですが、町では双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画について、8月2日議会全員協議会でご説明させていただいた上で、8月21日に国に認定を申請いたしました。

現在は計画の認定前ではありますが、まずは今年度において町内の新たな除染、解体に速やかに着手するため、関係省を初めとする関係者と町の間で事務的な事前協議を既に始めるとともに、計画に記載された取り組みを確実に推進するため、計画の認定に携わった国、県、町等の実務者による事務的な協議体の設置についても検討を進めております。

町として早期の帰還環境整備に向けて全力で取り組みますので、引き続きご理解をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 今ほど答弁で、国、県、町の実務者による事務的な協議体の設置、検討という話なのですが、実際今の話ですと、8月2日私ども全協をやりまして、21日に提出。ちょっといつ出るかわかりませんが、9月くらいという話もありますが、そこはわかりませんが、ちょっと遅いと思うのです。もう出しているのはわかっているのです。だから、国と県と町ともっと早目に、検討しているという話なので、検討するのは当たり前話なので、ぜひとも設置してくださいという考えなのですが、町長、どうお考えかお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

設置に向けて国、県とスピードアップをしていきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） それと、先ほどの同僚議員もちょっと話ししましたけれども、区域分け、除染のやり方とか、あと5年間にこだわらずと。副大臣いらっしゃったときも私も言わせていただきましたが、当然町に寄り添って対応していただくという話もいただいておりますので、今回もわざとちょっと言わせていただきますが、やっぱり5年にこだわることなく、町長はそういうふうに言っているのです、それはあれなのですが、やっぱり国と県の方にもその辺はもう一度再度強く、本当にその状況が、先ほど言っているデブリの件とかいろいろありますので、やっぱり町に寄り添った対応をしていただくように強く要望していただきたいのと、あと安全と安心、先ほどから出ていますが、そこも十分考えて国、県に要望していただきたいと思っておりますが、町長の考えをお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど特定復興再生拠点の目途、5年を目途にというふうな避難指示解除の考えは国のほうから示されておりますが、前の議員の質問にもお答えいたしましたけれども、5年にこだわる考えは毛頭ございません。第一は、住民の皆さんの安心、安全が担保されるというふうな判断がされなければ、避難指示解除というのはあるべきでないだろうと。ただ、それに向けての最大限の努力はしていかないとというふうに考えておりますし、そういうふうな、町として強制的に住民を帰還させるとか、そういうふうなことはないということも改めてお話をさせていただきます。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 続きまして、2のJR双葉駅改良と東西自由通路の整備について。今ほどありましたが、国に認定を申請した特定復興再生拠点区域復興再生計画は、JR双葉駅について東西自由通路や駅改良等の整備を行うとされていますが、現在町としてJR双葉駅の整備の方向性についてどのような考えを持っているのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、J R 双葉駅改良と東西自由通路の整備について。国に認定を申請した特定復興再生拠点区域復興再生計画は、J R 双葉駅について東西自由通路の整備や駅改良等の整備を行うとしているが、現在町としてJ R 双葉駅の整備の方向性についてどのような考えを持っているかとのおただしですが、現在町としては、議会の皆様からいただいたご意見や、双葉駅自由通路等整備基礎調査に係るこれまでの報告等を踏まえ、双葉町の特定復興再生拠点区域の中核的な施設となるJ R 双葉駅について、平成31年度末のJ R 常磐線の全線開通に合わせた供用開始を目指し、橋上駅として再整備する方向で進めてまいりたいと考えております。

双葉町復興まちづくり計画（第二次）では、駅の西側に新たな生活の場を早期に整備するとともに、駅の東側の既成市街地の再生を図ることにしておりますので、町の新たな中心市街地がJ R 常磐線によって分断されることのないよう、24時間通行可能な線路上空の東西自由通路の整備を進めるとともに、その中心となる駅施設を線路上空に移すことにより、駅を中心とするコンパクトなまちづくりの推進と町のにぎわい創出を目指します。

今後J R 東日本と詳細な協議を進め、各種協定を締結した上で具体的な事業に着手してまいりたいと考えており、今回の補正予算においても協定の前提となる基本設計費を計上しておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 具体的に一部予算も上がっているようではございますけれども、31年度末、さっきと同じなわけではございますけれども、町長、ちょっと早目にやってください。時期尚早とかいろいろ考え、物事あるかと思うのですが、私は個人的に、31年末という今答弁なので、期間がないですね。29年ももう、なので、あの建設だってそれなりに時間がかかるとし、J Rさんにやっていただくのだと思いますけれども、町も絡んでやるので、期間もないので、ぜひとも。今、当然J Rの常磐線の全線開通にやらないと、もう二度とそういう駅もつくれなないと思います。今のタイミングしか絶対ないので、今後、その後の話を考えても、だから、もうちょっと早くやるように、町長、ちょっと国なり県なり、さっきと同じになってしまうわけではございますけれども、ちょっとお考えがあるのかお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

まさに最初の質問の答弁で、31年度末というふうに申し上げておりますし、時間がないというご指摘のとおりでありますので、町としてスピードアップしながら、間に合うように努力していきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） ごめんなさい。1つ言い忘れましたが、これも安全にお願いします。スピードアップもいいわけではございますけれども、やっぱり安全と安心が必要なもので、そこもお願いしたいと思っておりますが、町長、そこももう一度答弁、済みません、再々質問でお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再々質問にお答えいたします。

当然安全に、安心して工事をするというのは、もう必要絶対条件ですので、そこも十分考えた上での取り組みをしていきたいと思えます。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 続きまして、3番の汚染土壌輸送車両の通行ゲートについて。中間貯蔵施設環境安全委員会において、双葉工区へ輸送する車両が通行するゲートを一時帰宅者と分離するよう見直しを提案され、環境省は、町に相談していくとの回答でしたが、このことについて町はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、汚染土壌輸送車両の通行ゲートについて。中間貯蔵施設環境安全委員会において、双葉工区へ輸送する車両が通行するゲートを一時帰宅者と分離するよう見直しを提案され、環境省は町に相談していくとの回答であったが、このことについて町はどのように考えているかのおただしですが、当町の中間貯蔵施設への輸送は、現在牛踏ゲートを經由して実施されております。先日開催された中間貯蔵施設環境安全委員会での提案は、一時帰宅者と輸送車両が使用するゲートを分離すること、その観点から中間貯蔵施設の工事車両が使用している双葉厚生病院前のゲートの活用を検討してはどうかというものでした。町としましても一時帰宅者の安全確保が最優先事項であると考えており、今後の輸送量増大を踏まえてどのように対応するのが最善であるか、環境省とともに検討していきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 私も環境安全委員会に出席しておりまして、その場である行政区長さんからそういう話が出ました。今の町長の答弁も、安全確保、これは最優先。その場で私も言っていますけれども、環境省とまた検討していきたいではなくて、本格輸送みたいに始まるわけです。トラックの台数とか。前の6月の議会とかでもいろんな話をしていますけれども、だから検討ではなくて、もう環境省と早急に、そのゲートを使えますとかと答弁はないのかなと思うのですが、あの場で、環境安全委員会は7月でしたか、やりましたけれども、2カ月たっていますから、検討しているというのは遅過ぎて、環境省の方にもやっぱり強く言ってほしいのです。私もあの場で言いましたけれども。なので、ちょっともう一度。

環境省の方にはちょっとお礼も含めて言いたいことは、道路整備はかなりあの場でもやっていただいているので、道路整備のほうはそれなりには評価をしているところではあるのですが、やっぱり一時帰宅者の人と同じゲートですから、ぜひとも。そんなの、別にゲートの位置を変えるだけなので、何が問題なのかちょっとわからないので、そういう意味でも、町長、ちょっと再質問をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどの答弁では、輸送量増大を踏まえてどのように対応するか、どのようなことが最善であるか環境省と検討していきたいというふうな答弁をしておりますが、今議員ご指摘のように、安全第一を考えた上ではそのように対応していくのが望ましいだろうというふうに思っておりますので、早急にやっていきたいと思えます。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 次、4番目の中間貯蔵施設本格施設について。中間貯蔵施設については、既に受け入れ・分別施設が試運転しており、ことし秋ごろから土壌施設が稼働予定です。徐々に用地の契約が進んでいるほか、今年度発注した新たな受け入れ・分別施設や土壌貯蔵施設などの本格施設の工事も動き出している状況にあると、中間貯蔵施設環境安全委員会で説明を受けております。このような中、今後の中間貯蔵事業に関する町の方針について改めて伺いたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 4、中間貯蔵施設本格施設について。今後の中間貯蔵事業に関する町の方針についてのおただしですが、中間貯蔵事業に関する町の方針は当初から変わっておりません。平成27年1月に行った建設受け入れの判断はまさに苦渋の判断でしたが、町の判断を地権者の皆様に押しつけるものではありません。そのため、地権者の皆様におかれましては、環境省の説明をよくお聞きいただき、十分納得した上で契約いただきたいと考えてまいりましたし、国に対しても、地権者に寄り添って丁寧な説明を行うよう、これまでも申し入れてまいりました。なお、地権者支援策として、弁護士による相談窓口業務も実施してまいりました。

また、施設の整備、稼働及び輸送においては、安全、安心の確保が大前提であると同時に、地域の理解を得て進められるべきと考えており、このための取り組みとして、環境省、県及び大熊町並びに双葉町で締結した中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書に基づく取り扱いが遵守されるよう確認してまいりました。

町としましては、今後につきましても、これまでと同様の方針より、中間貯蔵事業にかかわってまいります。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 今ほど、地権者に寄り添った丁寧な説明を環境省に求めているとの答弁がありましたけれども、環境省の発表によると7月末現在の地権者の契約件数は約43.5%、6月の議会で同僚議員、名前は羽山議員ですが、町所有地の取り扱いについて町長答弁で、約4割に達しておりますと。契約が徐々に進んでおり、このペースで進めばそう遠くない時期に町有地の判断が必要になると考えておりますと。判断基準をどのようにするかについて、まずは検討が必要であり、その上で提供方法等について検討する必要があると考えておりますと。その辺整理して、議会の皆様に相談して

決めたいと。

6月の時点で、今9月でしたっけ。ちょっと遅い。さっきからごめんなさいね、遅い、遅いと言っておりますが、やっぱり羽山議員のその時の質問でも、判断基準をどのようにについて、まず検討が必要であり、その上でという答弁でしたが、その後6月からどのくらいの検討をされているのか。今も何かそういう答弁でしたので、ちょっとその再質問をさせてください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

中間貯蔵施設事業用地の契約については、最近是比较的順調に推移しておりますが、町としまして、町有地の取り扱いを判断する基準としては地権者の半数以上の契約が必要であると考えております。また、提供方法については、30年後の県外最終処分法を担保する上でも、あくまでも原則であります。原則として地上権設定が望ましいと考えております。ただし、町有地は町民の財産であることから、町政懇談会等で町民の皆様の意見をお聞きした上で議会の皆様に相談して決めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 今町の取り扱いについて説明を受けましたけれども、今後丁寧な説明を行いながら進めていただきたいと思いますのですが、先ほどから言っていますが、その輸送や施設の稼働に関する町の方針はともかく安全、安心。私も環境安全委員会で言っていますけれども、それが大事なので、今後中間貯蔵、苦渋の判断をして決めたと。当然そういうのも受け入れて、今後町の土地とかもそういう判断をしていかざるを得ないかなとも私個人的には思っていますので。

やっぱりそういう迷惑施設を受け入れるのであれば、先ほど同僚議員から一応質問を受けていますが、いろんな賠償の件とかいろいろありますので、その辺も含めて、町長、どういうお考えがあるのか。国、県にまた再度強く言っていただいて、こちらはやっぱり苦渋の選択をして中間貯蔵を受け入れましたということなので、国、県は当然、先ほどからの特定復興拠点もそうですけれども、町に寄り添って当然やっていただきたいと私は個人的に思っていますので、その辺強く国、県に要望する考えがあるか、町長、お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再々質問にお答えいたします。

まさに議員がおっしゃるとおり、これは、双葉町がこの中間貯蔵施設建設受け入れを判断したというのは非常に厳しい状況であったと私も思っておりますし、受け入れただけで双葉町が埋没することのないように、これは事あるごとに国、県には申し上げております。国のエネルギー政策に協力して全町避難が継続している。そして、その、言葉は悪いですがけれども、後始末をまた中間貯蔵施設で、双葉でやったり、大熊町が受け入れていると。そういったことが、復興、復旧されないようなことではお粗末なことになるし、必ず国、県の責任において、双葉であり、大熊町の復興というのは遂げな

くてはならないし、住民の安全、安心の担保をしながら、そして今現状も全町避難を強いられている町民の皆さんのためのいろいろな取り組みというのは国、県は間違いなくやらなくてはならないと思っておりますし、当然今後も強くそういうふうな申し入れはしてまいります。

(「終わります」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） これで一般質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時38分)



9 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

## 平成29年第3回双葉町議会定例会議事日程（第3号）

平成29年9月13日（水曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 議案第48号 双葉町情報公開条例の一部改正について
- 日程第2 議案第49号 双葉町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第3 議案第50号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第51号 双葉町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第52号 双葉地方広域市町村圏組合規約の一部変更について
- 日程第6 議案第53号 双葉町特別功労表彰の同意を求めることについて
- 日程第7 議案第54号 平成29年度双葉町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第55号 平成29年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第56号 平成29年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第57号 平成29年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第58号 平成29年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

散 会

○出席議員（8名）

1番	尾形彰宏君	2番	石田翼君
3番	羽山君子君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	金田勇君
教育長	館下明夫君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長	板倉幸美君
総務課長	舶来丈夫君
復興推進課長	平岩邦弘君
戸籍税務課長	山本一弥君
産業課長兼 農業委員兼 農事局長兼 コミュニティ センター所長	志賀睦君
建設課長	猪狩浩君
住民生活課長	松本信英君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	橋本仁君
生活支援課長	志賀公夫君
会計管理者	井戸川陽一君
教育総務課長	高橋秀行君
代表監査委員	石川雄彦君

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

書記	高橋春枝
----	------

---

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、日程第1、議案第48号から日程第11、議案第58号までそれぞれ全員協議会で説明を受けておりますので、申し添えます。

---

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第1、議案第48号 双葉町情報公開条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第48号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第2、議案第49号 双葉町個人情報保護条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第49号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第3、議案第50号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第50号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第4、議案第51号 双葉町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第51号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第52号 双葉地方広域市町村圏組合規約の一部変更についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第52号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第6、議案第53号 双葉町特別功労表彰の同意を求めることについてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第53号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第53号は原案のとおり同意することに決しました。

---

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第7、議案第54号 平成29年度双葉町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第8款地方特例交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款地方交付税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第12款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第15款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第16款寄附金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第17款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第18款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第19款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款議会費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款総務費。

4番、高萩文孝君。

○4番(高萩文孝君) 8ページですが、15の中野地区復興産業拠点整備事業費と、関連しますが、双葉駅の西地区の復興拠点整備事業費についてですが、このように実施設計委託とかやられるということで、一般質問、さらには勉強会でも説明いただきました。1億4,500万円、さらには1億1,800万円と、こういう委託料をかけてやるので、ぜひともいいものをつくっていただきたいと思っておりますし、スピード感を持って、JRの駅の話もさせていただくと、早目にやっていただかないと、もう遅いような状況ですので、その辺町長、どういうお考えかというか、安全、安心は当然ですので、そういうのも含めて、やる決意をちょっと答弁お願いします。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 高萩議員の質問にお答えいたします。

中野地区復興産業拠点整備事業費、双葉駅西地区復興拠点整備事業費の中で実施設計業務委託料、また事業業務委託料等々スピード感を持ってやるようにというご指摘でございます。特に橋上駅も含めた取り組みをするようにというふうな、前にご指摘ありました。そういったことも含めて、常磐線の全線開通が期間が決まっておりますので、その期間に間に合うような、JRとの協議も含めて取り組みをしていきたいと思っております。

○議長(佐々木清一君) よろしいですか。

(「はい」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 7番、岩本久人君。



○7番（岩本久人君） 同じく8ページの15、中野地区復興産業拠点整備の産業交流センターの整備ですが、当初予算に加えての今回1億4,500万円の大きな補正予算の設計委託料になっておるわけですが、中野地区産業拠点に誘致する民間企業の事務所、また第一原発の廃炉にかかわる事務所、事業所などの就労者を対象とした生活関連サービスの施設だというような位置づけでありますけれども、同じく補正で企業誘致の委託料も今回補正でありますけれども、実際まだまだ企業誘致が不透明な中で、この産業交流センターが先なのか、それとも企業誘致が整備が先になるのか。この産業拠点の目玉になるような事業だというふうに思うのですが、改めてその産業交流センターのあり方、コンセプトというのですか、それについてお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員のご質問にお答えいたします。

産業復興拠点の企業誘致、そして産業交流センターともに同時に並行で進めてまいりたいと思っております。詳しくは復興推進課長に説明させます。

○議長（佐々木清一君） 平岩復興推進課長。

○復興推進課長（平岩邦弘君） 岩本議員のご質問にご説明いたします。

産業交流センターのあり方といいますか、基本構想につきましては現在検討を進めているところでございます。その結果を踏まえまして、今回補正で計上しております設計のほうに移りたいと考えております。

なお、産業交流センターにつきましては、復興まちづくり計画（第二次）におきまして、町内での事業再開の受け皿となる共同事業者を整備するほか、就業者に対する小売、飲食等のサービスや会議、研修の場の提供、一時帰宅をする町民に対する休憩所、交流スペース等の確保、それからアーカイブ拠点施設等への来訪者に対する地場産品の販売や県食材を活用した食事等の提供を行う方針としておりまして、この二次計画での位置づけを踏まえまして現在基本構想の検討を行っているところでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） ただいまの説明よくわかりました。産業交流センターというと、私のイメージでは、いわゆるこれからの双葉町の農商工の産業のPRだったり、あるいはまた観光のPRだったり、この施設でどういった町の情報を発信していくのか、そういう中心となる拠点なのかな、施設なのかなというふうに思っております。双葉町の特徴ある、他町村にも同じようなそういう情報、交流というか、そういう施設もできてくると思いますので、町のPRになるような特徴ある施設にしたいなというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木清一君） 総務費、そのほかありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款民生費。

4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 12ページですが、災害救助費の防犯・防災総合システム、防犯カメラ等設計業務委託料ですが、これは900万円とお聞きしております。双葉と大熊以外は一部解除になりまして、広域でやっている事業も含めてのようなのですが、やっぱりカメラの設置の台数とか具体的にお聞きしました。やはり委託料をこれだけかけてやるので、当然いいものつくっていただきたいと思います。しかも、スピード感を持って、これも同じになってしまいますが、スピード感を持ってやっていただきたいと考えておりますので、よく補助金の使い道とか、そういうのもあって、ぜひとも、双葉と大熊町と事情が違うので、やはり国とか県とかからしっかりそういうフォローを、補助金のフォローとか、そういうのも含めて、いい設計委託をやるようお願い申し上げて、町長にその辺の答弁の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員のご質問にお答えいたします。

今ご指摘ありましたこの災害救助費の防犯システム、防犯カメラ等設計業務委託料でございますが、これは今まで広域圏組合のほうで補助申請を一括してやっておりました。ところが、来年度、次年度につきましては非常に厳しい状況である旨の報告はいただいております。

今議員からご指摘ありましたように、双葉、大熊町に関しましては、まだ町民が全町避難をしている現状でありますし、他の自治体とは事情が変わっているということも踏まえて、両町でともにそういうふうな取り組みをしていきたいと思っております。

（「お願いします」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 民生費、そのほかありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款衛生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款商工費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款土木費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款消防費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款教育費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第11款災害復旧費。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第12款公債費。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款諸支出金。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款予備費。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。  
5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） これ、全般的で言わせていただきたいのですけれども、さっきの8ページの双葉駅西地区の復興拠点づくりの件ですけれども、このまま、私も一般質問したのですけれども、特定復興再生拠点区域復興再生計画というものでは、認定から5年、除染のがありますよね。ここは僕はすごくひっかかるのです。一般質問でもちゃんとしたお答えはいただけていないので、はっきり言うと、この5年を省くような動きはしてほしい。というのは、今まで双葉町で国、県がやってきた中で、約束を守ってもらっていない。これは双葉町には該当しないよというのであれば、この5年というものに関しては何らかのちゃんと約束か何かを取りつけていただきたいなと思うのですけれども、その点ちょっとどういうふうお考えなのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員のご質問にお答えいたします。

特定復興再生拠点の認定はまだおりているわけではございませんけれども、認定がおりて5年を目途というふうな国の方針であります。そのことに関しましては、当然できるものは避難指示解除しなくてはなりませんけれども、今回申請しました全域555ヘクタールに関しまして、すべて除染、インフラの復旧、復興も達成できない状況で避難指示解除というふうな判断は町として考えておりませんし、必ず5年でやらなくてはならないというふうには町としては考えておりません。ただ、必ず避難指示をしなくてはならないところも出てくるというのもあると思っておりますので、そういったものに関する努力はしていきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 今町長の答弁はわかるのです。わかるのですけれども、こちらの考えを、例えば国はそういうふうにはしないではないですか。「書いてあるでしょう」と最後は逃げるので、そこなんかの約束を取りつけていただきたいという話をしているのです。答弁的に5年で戻さないよという答弁はわからないよ、だめなものはだめだよというものはわかるのです。それ、言っている町長の答弁はわかるのですけれども、現時点、6年以上がたって、今までのいろんなものがあつた中で、そ

ここでいつも最後に国、県にやられるのは、「書いてあったではないですか」。その時には言わないのですよね。いや、これは大丈夫だよ、大丈夫だから、ちゃんと気にしないでやってくれという話はそのですけども、今までも僕はそういうお話を聞いています。中間貯蔵にして何にしても、押されて終わりではないですか。この明記している5年というのがどうしても僕はひっかかるのです。

5年を目途にというのもわかりますけれども、これは絶対に、明記しているこの5年というのは、うちの町にはなるべくだったら適用しない。周りもあるので、区域分けしたときも、部落内、集落内に一つでも線量が高いところがあれば、そこは帰還困難区域だよという話をしていたけれども、実際にはその時もちょっと違う面がいっぱいあったので、信用していないと言えば信用していないのですけれども、ちゃんと国も出してくれているときに、約5年でという、「約」って5年なのか6年なのかとか、うまい言い回しをしているので、そこの5年はうちの町には当てはまらないですよというような公式文書、できれば公式文書で残してほしいのですけれども、全協なり何なりのできるのであれば、議事録で残せるようにしていただきたいという話です。答弁をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

5年というものに関して、先ほど答弁で申し上げておりますが、今ここで、必ずそれを書面で残すような取り組みはできるというふうな断言はできません。ただ、交渉をして、何らかのこちらに有利なといいますか、町が判断できるような対応を国のほうから引き出せるようにやっていきたいと思えます。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第54号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第8、議案第55号 平成29年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款前期高齢者交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款前期高齢者納付金等。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款基金積立金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第11款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第55号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第9、議案第56号 平成29年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第56号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第10、議案第57号 平成29年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第4款支払基金交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款基金積立金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第57号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第11、議案第58号 平成29年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第1款後期高齢者医療保険料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。



これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第58号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

◎散会の宣告

○議長(佐々木清一君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前 9時29分)

9 月 定 例 町 議 会

(第 4 号)

## 平成29年第3回双葉町議会定例会議事日程（第4号）

平成29年9月14日（木曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 議案第59号 平成28年度双葉町一般会計決算の認定について
- 日程第2 議案第60号 平成28年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第3 議案第61号 平成28年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第4 議案第62号 平成28年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第5 議案第63号 平成28年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算の認定について
- 日程第6 議案第64号 平成28年度双葉町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第7 議案第65号 平成28年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第8 議案第66号 双葉町教育委員会委員の任命について
- 日程第9 議案第67号 土地の取得について
- 日程第10 発議第 2号 双葉町議会情報公開条例の一部改正について
- 日程第11 発議第 3号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書案
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第13 議員派遣の件

閉 会

○出席議員（8名）

1番	尾形彰宏君	2番	石田翼君
3番	羽山君子君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	金田勇君
教育長	館下明夫君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長	板倉幸美君
総務課長	舶来丈夫君
復興推進課長	平岩邦弘君
戸籍税務課長	山本一弥君
産業課長兼 農業委員兼 農事局長兼 コミュニティ センター所長	志賀睦君
建設課長	猪狩浩君
住民生活課長	松本信英君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	橋本仁君
生活支援課長	志賀公夫君
会計管理者	井戸川陽一君
教育総務課長	高橋秀行君
代表監査委員	石川雄彦君

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

書記	高橋春枝
----	------

---

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、日程第1、議案第59号から日程第8、議案第66号までそれぞれ全員協議会で説明を受けておりますので、申し添えます。

---

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第1、議案第59号 平成28年度双葉町一般会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。8ページ、歳入から行きます。

第1款町税。

4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 全員協議会でも説明を受けておりますが、個人分、法人分、未納の方がいて、やはり税の公平性からいったら、町としてもそういう取り組みをされていると思うのですが、やはりきちんと納めていただくのが町としての取り組みだと思っておりますので、町長、その辺答弁お願いしたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の質問にお答えいたします。

税金は国民誰もが公平、公正に負担すべきことを考えれば、当然に支払っていただくことが必要であります。今後とも督促及び催告を徹底し、場合によっては電話による納税相談を実施しながら、支払い能力に応じた納付方法で納めていただけるよう努めていきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） よろしいですか。

（「はい」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 町税、そのほかありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款地方譲与税。

（「なし」と言う人あり）

- 議長（佐々木清一君） 第3款利子割交付金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第4款配当割交付金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第5款株式等譲渡所得割交付金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第6款地方消費税交付金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第7款自動車取得税交付金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第8款地方特例交付金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第9款地方交付税。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第10款交通安全対策特別交付金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第11款分担金及び負担金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第12款使用料及び手数料。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第13款国庫支出金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 15ページ、第14款県支出金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 20ページ、第15款財産収入。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第16款寄附金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第17款繰入金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第18款繰越金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第19款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 25ページ、歳出に入ります。

第1款議会費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 47ページ、第3款民生費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款衛生費、58ページになります。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 61ページ、第5款労働費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款農林水産業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 64ページ、第7款商工費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款土木費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 67ページになります。第9款消防費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款教育費。

3番、羽山君子君。

○3番(羽山君子君) 71ページになりますが、27年度はスクールバス……前これは説明を受けておりますが、スクールバスの委託手数料2,200万円でしたけれども、28年度は4,300万円にふえておりますが、生徒数がふえたということは大変結構なことだと思っておりますし、これはこの前の説明会でお話しされたのですが、単年度ということでその補助金ですか、子供もふえれば、やはりこういう委託手数料ですか、スクールバスの。ふえてきますので、単年度ではなくて、そのふえた人数というのは前から少しずつわかってくると思いますので、長期的に例えば見ていただきたいなど。子供さんのことでありますから、やはりこういうことも陳情されたほうがいいのではないかと考えておりますので、町長のご意見をお伺いいたします。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 羽山議員のご質問にお答えいたします。

スクールバス業務委託料が年々生徒数の増加によって経費が加算できていると。今現在、これは国

費で全部補っておるわけですが、これはいつまでもそういうふうな制度的に続くかというのは厳しい状況になろうかと思えます。そういったことも含めて、今後町の特殊性を、特殊な事情だということ国に訴えながら、継続できるように取り組んでまいりたいということと、またこの対応が継続できないような状況であるならば、新たにまた別な考えと申しますか、別な方法を考えていかなくてはならないと思っております。

○議長（佐々木清一君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木清一君） 教育費、そのほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木清一君） 78ページ、第11款災害復旧費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木清一君） 第12款公債費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木清一君） 第13款諸支出金。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木清一君） 第14款予備費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木清一君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第59号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第59号は原案のとおり認定することに決定しました。



◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第2、議案第60号 平成28年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。5ページ、歳入から行きます。

第1款国民健康保険税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款療養給付費交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款前期高齢者交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款共同事業交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第11款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 11ページ、歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款後期高齢者支援金等、14ページです。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款前期高齢者納付金等。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款老人保健拠出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款介護納付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款共同事業拠出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款保健事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款基金積立金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第11款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第60号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第60号は原案のとおり認定することに決定しました。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第3、議案第61号 平成28年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から行きます。

第1款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 4ページ、歳出に入ります。

第1款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款公債費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第61号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第61号は原案のとおり認定することに決定しました。

---

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第4、議案第62号 平成28年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から行きます。

第1款分担金及び負担金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 5ページ、歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第62号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第62号は原案のとおり認定することに決定しました。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第63号 平成28年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から行きます。

第1款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 4ページ、歳出に入ります。

第1款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第63号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第63号は原案のとおり認定することに決定しました。

---

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第6、議案第64号 平成28年度双葉町介護保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。5 ページ、歳入から行きます。

第1款保険料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款支払基金交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款寄附金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 9 ページ、歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款財政安定化基金拠出金、12ページ。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款地域支援事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款基金積立金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 第6款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第64号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第64号は原案のとおり認定することに決定しました。

---

#### ◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第7、議案第65号 平成28年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から行います。

第1款後期高齢者医療保険料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 5ページ、歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款保健事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第65号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第65号は原案のとおり認定することに決定しました。

---

◎議案第66号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第8、議案第66号 双葉町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、岩本久人君の退場を求めます。



(7番 岩本久人君退場)

○議長(佐々木清一君) 直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第66号について原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第66号は原案のとおり同意することに決定しました。

岩本久人君の入場を願います。

(7番 岩本久人君入場)

○議長(佐々木清一君) 暫時休議します。

休憩 午前 9時25分

---

再開 午前 9時27分

○議長(佐々木清一君) 会議に戻します。

---

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第9、議案第67号 土地の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 議案第67号 土地の取得についてであります。双葉町共同墓地整備事業用地を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(佐々木清一君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第67号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第67号は原案のとおり可決しました。

---

#### ◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第10、発議第2号 双葉町議会情報公開条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

4番、高萩文孝君。

(4番 高萩文孝君登壇)

○4番(高萩文孝君) おはようございます。発議第2号 双葉町議会情報公開条例の一部改正についての提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、行政機関の保有する情報公開に関する法律の一部改正に伴い、改正後の同法の内容と整合するよう関係条文の整備を行う必要があるために改正するものです。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長(佐々木清一君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。発議第2号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決しました。

---

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第11、発議第3号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書案を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

5番、菅野博紀君。

（5番 菅野博紀君登壇）

○5番（菅野博紀君） おはようございます。発議第3号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書についての提案理由を申し上げます。

森林、林業政策の推進は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創設などにつながりますが、そのための恒久的、安定的な財源が大幅に不足しています。

今や地球的規模の温暖化の影響とも言える自然災害が我が国でも年々増加の一途をたどっていますが、森林の有する機能を最大限に確保することは、被害拡大の防止はもとより、地球温暖化防止、土砂災害防止、土壌保全、水源涵養など多面的な機能を果たすこととなります。また、それに携わる人材確保も急務とされ、政府与党は平成29年度税制改正大綱において、地方公共団体の意見を踏まえ総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得ると明記されています。

当議会は、森林、林業、山村対策の抜本的な強化を図るため、国民にひとしく負担を求めることを基本とした全国森林環境税の早期導入を強く求めるため、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

意見書については、皆様のお手元に配付した案のとおりでありますので、朗読は省かせていただきます。

なお、意見書の提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議員議長、参議院議員議長であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） 「記」と書いてあるところで、「平成30年度税制改正において結論を得る」というふうなことなので、私も森林を持っていますが、30年度税制改正の結論が出てからでも、何か町としては十分だと思うし、今大熊、双葉については帰還困難地域ということで、私の山林の価値もゼロ円なのですが、税金を支払うということについては、やはりこの30年度の結論を得てからでも十分だというふうに思います。

あとは、私の地域の人たちにも山林の所有者はたくさんいらっしゃいますが、そういう人たちの意見を聞かないで議会が勝手に決めて、「おまえ」というふうな形で言われることも考えると、やはり結論として、30年度税制改正の結論を得てからでも十分というふうに考えております。よろしく願いします。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 提案理由でも申し上げましたが、政府与党は平成29年度税制改革大綱において1年間猶予を持ってやっていると思いますので、そこら辺は地方自治体、福島県はもう導入を多分していると思うのです。1年先でしていると思うので、これはもう抜本的に、30年度ではなくて、29年度から始まってきていることなので、それを見ての今回の発議となりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） 今の話を聞くと、県のほうもやっていると思いますということだったのですが、一連の町の議決を得るに当たっては確認をとってからというふうな進め方が妥当だと思います。ですので、県の意向を含めて、それは文書で、議会のほうの全員協議会も含めて確認してからでも十分ではないでしょうか。個人税ですので、今後支払う形になるわけでしょうけれども、それが何年先からの話なのか、ちょっとまだ見えていない部分もあるので、そこは私は反対のほうに回らせていただきます。

○議長（佐々木清一君） 賛成討論ありませんか。

7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 全国的に地球温暖化の問題が叫ばれている中で、森林はまず人間の営みを守るための生命でもありますし、水を守る上でも必要な財産であると思いますので、この環境税は、先

ほど提出者からも言いましたように、29年度の税制大綱にも記載されているということで、これは進めていかなければいけないというふうに思いますので、私は賛成いたします。

○議長（佐々木清一君） そのほかありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。発議第3号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（佐々木清一君） 起立多数です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されましたので、関係機関へ意見書を提出します。

---

#### ◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（佐々木清一君） 日程第12、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配りましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎議員派遣の件

○議長（佐々木清一君） 日程第13、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配りましたとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成29年第3回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前 9時40分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長                      佐々木 清 一

署名議員                    高 萩 文 孝

署名議員                    菅 野 博 紀